

文京区基本構想実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）の検討状況について

1 報告趣旨

文京区基本構想実施計画（平成 29 年度～平成 31 年度）の策定にあたり、平成 28 年 6 月 20 日総務区民委員会に計画の目的や基本的な考え方等について報告したところであるが、その後の基本構想推進区民協議会（以下、「区民協議会」という。）及び基本構想推進委員会（以下、「推進委員会」という。）での検討状況について報告するものである。

2 検討経過

平成 28 年 6 月 23 日

第 2 回区民協議会（勉強会）

【内容】

- ・ 区の概要、財政状況、職員定数等
- ・ 学識経験者からの講義
- ・ グループディスカッション

平成 28 年 7 月

区民協議会分野別部会（4 分野 各 2 回）

【部会の構成】

部会名	部会員数	部会長	開催日
子育て・教育部会	10 人	源 由理子 委員 (学識経験者)	19 日 22 日
福祉・健康部会	10 人	源 由理子 委員 (学識経験者)	14 日 26 日
コミュニティ・産 業・文化部会	17 人	平田 京子 委員 (学識経験者)	13 日 25 日
まちづくり・環境部 会	12 人	平田 京子 委員 (学識経験者)	20 日 28 日

【内容】

- ・ 「今後 3 か年の方向性及び指標（案）」（別紙 2）、「基本構想実現度評価（平成 27 年度実績）」等について、ワークショップ形式で意見交換を実施。

【実施イメージ】

別紙 1 のとおり

平成 28 年 8 月 17 日

第 3 回区民協議会

【内容】

- ・ 各分野別部会の報告
- ・ 行財政運営分野の概要（案）（別紙 3）
- ・ 基本構想実現度評価（平成 27 年度実績、行財政運営分野）

平成 28 年 8 月 24 日 第 5 回推進委員会

【内容】

- ・ 計画検討状況
- ・ 基本構想実現度評価、事務事業評価結果

3 今後のスケジュール（案）

平成 28 年 10 月	第 4 回、第 5 回区民協議会	}	計画素案
平成 28 年 10 月～11 月	第 6 回、第 7 回推進委員会		
平成 28 年 12 月	議会報告		
平成 28 年 12 月	区民説明会		
平成 28 年 12 月～1 月	パブリックコメント	}	計画案
平成 29 年 1 月～2 月	第 6 回区民協議会		
平成 29 年 1 月～2 月	第 8 回、第 9 回推進委員会		
平成 29 年 3 月	議会報告		
平成 29 年 3 月末	策定		

分野別部会 実施イメージ

子育て支援

3か年の方向性

将来像

子育て支援をどう定義する?
→ 乳幼児期から小学生まで
含むのか? バランス

「環境がよい」と「サービスが
充実している」とは、具体的に何を
指すのか? 方向性も示すのか?

保育教育の質的向上の
内容について

「お世かけ」と「プライバシー」の
兼ね合いについて

指標

全体のコンセプト

子育て支援事業を実施しているのに
指標が「よい」といっては自然なこ
とではないか?

指標の目標設定はいい!
(低くする) → 努力の程度で
評価は達成できないとするといい
はないか?

児童相談や、児童虐待相談など
現状を踏まえ、実施施策は格別
にしたいのか?

妊婦全数面談
乳児家庭訪問

1回の訪問 45分は十分か?

産後訪問のみを代表的とする
のは疑問 → 現在あるIT、SNS等
を促して施策展開を促す

乳児家庭訪問の回数、出席率など、自治
体の違いによるものは、方向性として
の、事業の環境整備は十分か?

指標 1

利用者数 満足度

(1) 児童数の増加
80%が実現可能な
指標が「よい」とはいい
ないか?

→ 妊婦等の満足度を
高める

アンケートの内容

私立保育園、幼稚園の
アンケートは行うのか?

私立保育園の満足度を
含めて指標化しては
いいか?

区立幼稚園保護者アンケート
無記名で実施する
必要はないか?

アンケート結果を指標にする際、
ネット等で回答が得られ
ない場合はどうするか?

私立保育園

(1) 私立保育園のリスト
作成

私立保育園と比べての政策
評価は?

(2) 私立保育園として
理由は?

(2) 待機児童になった時
の支援は?

指標 2

2. 現状より女性の受給
率が高い、全国値などと比較
できるものとする

(2) 待機児童数を指標に
しない理由は?

利用者の満足度/意見
をどう活用する?
(例: 待機児童の解消、子育て支援)

利用者の満足度/意見が
指標に反映する
かどうか? (アンケートは3ヶ月)



基本構想実施計画（29～31年度）方向性・指標（案）

目次

子育て・教育

子育て支援	1
教育	5
青少年の健全育成	10

福祉・健康

高齢者福祉	13
障害者福祉	16
生活福祉	20
健康づくり	23
生活衛生環境	26

コミュニティ・産業・文化

地域コミュニティ	29
産業振興	32
生涯学習	35
文化振興	38
スポーツ振興	41
観光	44
交流	47

まちづくり・環境

住環境	50
環境保護	53
災害対策	56
防犯・安全対策	59

行財政運営	63
-------	----

1-1 子育て支援

1 将来像

地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、
みんなが楽しく育ち合えるまち

子どもと大人が笑い声の中で、楽しく安心して育ち合い、それを区民や子育てにかかわるすべての人たちが、思いやりにあふれた「おせっかい」の心で支え合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成28年4月現在、本区の0歳から5歳までの乳幼児人口は11,077人、23年と比較して1,965人、21.6%増加しています。また、本区の合計特殊出生率は、26年には1.13となり、5年前と比較して0.22ポイント回復しています。

このような中、出産や子育ての不安を軽減するため、妊娠から出産、子育て期にわたり、より身近な場で子育てを支える環境づくりが重要となっています。

また、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化する中、増大する保育ニーズにスピード感を持って対応するなど、子育て支援の更なる充実が必要となるとともに、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度を踏まえた施策を実施する必要があります。

そこで、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康を確保するため、妊娠期から切れ目のない支援を行っていきます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく、幼児期の教育や保育の量の拡充や質の向上を図ります。

さらに、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、一時保育や育成室、放課後全児童向け事業の実施など子育て支援の充実に努めるとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律等の施行を踏まえ、子どもの貧困対策に必要な教育支援、生活支援、経済的支援など、必要な施策を推進していきます。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童相談の第一義的窓口である基礎的自治体として、児童虐待の未然防止から社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築するため、児童相談所の設置に向けた検討を進めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の支援

指標 妊婦全数面接の実施率及び
乳児家庭全戸訪問事業の訪問率（％）

【指標のポイント】

きめ細やかな面接・訪問により、妊婦や乳幼児などの心と体の健康が保たれる。

【指標の設定理由】

核家族化と共に少子化が進む中で、両親ともに育児に関する知識・体験が乏しく、また、周囲からの支援を受けることが困難な状況となっています。

そのため、保健師・助産師等の専門職が、全ての妊婦に対し面接を行うとともに、生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を訪問し、出産・子育てに関する情報提供を行うとともに、各家庭のニーズに応じた支援を、妊娠期から切れ目なく行っていきます。

妊婦全数面接及び乳児家庭全戸訪問事業は、出産・子育ての不安を軽減し、子どもの健やかな成長と子育て家庭の健康の確保につながることから、その実施率を指標とします。妊婦全数面接は、事業を開始した平成27年度の実績76.4%を踏まえ、80%の実施を目指します。また、乳児家庭全戸訪問事業は、対象者数の増加が著しく、困難ケースも増加していることから、訪問率88%の実施を目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	子育て支援	子どもの権利保障
		子育て・親育ち
		社会資源の活用
		各種子育て支援施策の充実
		保育内容の充実
		多様な支援メニューの整備
		男女協力の子育て
		ひとり親家庭等の支援
		子育てにやさしいまち

(2) 幼児期の保育や教育などの量の拡充や質の向上

指標 1 保育サービス事業量（人）

【指標のポイント】

保育所の整備などにより、待機児童対策が図られる。

【指標の設定理由】

未就学児童人口の著しい増加等による保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、私立認可保育所の整備を中心とした保育サービス事業量を指標とし、待機児童対策に取り組みます。

平成 29 年度の目標値は「子ども・子育て支援事業計画」に基づく整備目標としますが、30 年度以降の目標値については、増大する保育ニーズにスピード感を持って対応するため、毎年度の待機児童の実態等を踏まえた計画の見直しを行っていきます。

大	中	小項目
子育て・教育	子育て支援	子どもの権利保障
		子育て・親育ち
		社会資源の活用
		各種子育て支援施策の充実
		保育内容の充実
		多様な支援メニューの整備
		男女協力の子育て
		ひとり親家庭等の支援
子育てにやさしいまち		

指標 2 保育園・幼稚園利用者の保護者満足度（%）

【指標のポイント】

保護者等のニーズに沿った、質の高い保育サービスや幼児教育が提供される。

【指標の設定理由】

区立保育園や幼稚園における保護者アンケートにより、保護者や地域住民の保育・幼児教育に対する要望や満足度を把握することで、内容の充実を図り、更なる保育・幼児教育の質の向上を目指します。

区立保育園では、保護者アンケートの「総合的評価」において、「大変満足している」を指標とし、7 割の保護者からそう評価される保育サービスを目指します。

また、区立幼稚園においては、保護者アンケートの「現在の本園に総合的に満足している」を指標とし、対象の幼児が変わる中でも、継続的に 8 割弱の保護者から「とてもあてはまる」と評価される幼児教育を維持することを目指します。

(3) 子育て支援の充実

指標 育成室利用者の保護者満足度

【指標のポイント】

保護者等のニーズに沿った、質の高い保育サービスが提供される。

【指標の設定理由】

区内全ての育成室においてアンケートを実施し、保護者の満足度を把握することで、保護者の多様なニーズを的確に捉え、保育の質の向上を図ります。

育成室保護者アンケートにおける、保育指針に沿った育成室の運営に関する設問に対し、「はい」（できている）と回答しているものを「評価」とし、その平均を指標とします。過去の実績を踏まえ、おおむね85%を目標とし、毎年1%の増加を目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	子育て支援	子どもの権利保障
		子育て・親育ち
		社会資源の活用
		各種子育て支援施策の充実
		保育内容の充実
		多様な支援メニューの整備
		男女協力の子育て
		ひとり親家庭等の支援
		子育てにやさしいまち

1-2 教 育

1 将来像

豊かな環境と人とのかかわりの中で、
子どもが「個」として尊重され、共に学び合うまち

文京区は、緑や歴史、文化、教育環境などに恵まれています。そのような中で、学校や地域での人とのかかわりを通して、豊かな知性と確かな学力や他人を思いやる心を身に付けるとともに、学校を核として家庭や地域が連携し、子ども一人ひとりが「個」として尊重され、共に楽しく学び合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の年少人口が増加する中、平成28年度において、区立小学校の児童は8,112人で増加傾向にあります。区立中学校の生徒は2,022人で減少傾向にあります。児童数増の影響が次第に表れ、今後増加することが想定されます。

今日、子どもを取り巻く教育環境も、情報化やグローバル化が一層進展する社会経済を反映し、急速に変化しています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、体力向上・生涯スポーツへの関心を高めるとともに、子どもたちが何らかの形で、東京2020大会に貢献する態度を育成していくことも求められています。

そこで、全ての子どもが社会や環境の変化に対応していくため、確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の調和のとれた「生きる力」を一層育んでいきます。

また、コミュニケーション能力を高め、よりよい人間関係を築くとともに、社会の一員としての自覚を持ち、地域や社会の発展に貢献する力を育てます。

さらに、特別な支援が必要な子どもを含めた一人ひとりの個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自尊感情、自己肯定感を高めていく教育活動を推進します。

地域ぐるみの学校支援としては、地域の人材の力を得て、学校、家庭、地域の連携・協力体制の整備を進めます。

また、区内大学等と連携した不登校対策事業の強化や乳幼児期から青年期までの継続的な発達支援・相談体制の充実等を図ります。

このほか、教育環境を向上させるため、老朽化した校舎等の改築・改修や教育情報ネットワーク環境整備を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 自ら学び考え課題を解決する子どもの育成

指標 全国学力・学習状況調査における
国語・算数（数学）の授業理解度（％）

【指標のポイント】

指導方法の工夫・改善により、児童・生徒の学力が向上する。

【指標の設定理由】

学習指導要領では基礎的・基本的な知識・技能の習得並びに習得した知識等を活用し、問題解決するために必要な思考力・判断力・表現力及び体験活動を通して主体的に学習に取り組む態度を育成することが求められています。

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱としており、「知」の指標として、児童生徒の授業理解度を設定します。

全国学力・学習状況調査において、「国語、算数（数学）の授業の内容はよく分かりますか」の項目に、国語で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合の合計と算数（数学）で「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計の平均を指標とします。

<小学校>

平成27年度の区の実績が88.0%で、都の82.9%、国の81.5%を上回っています。

高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に88%以上を保つことを目標とします。

<中学校>

平成27年度の区の実績が74.2%で、都の73.8%、国の73.0%を上回っています。

高水準の維持を目指し、対象の生徒が変わる中でも継続的に76.5%以上を保つことを目標とします。

大	中	小項目
子育て・教育	教育	豊かな人間性の育成
		学力やさまざまな知恵
		健康教育の充実
		地域とのかかわりと体験
		伝統・文化を活かした教育活動
		基礎・基本の学力育成
		保・幼・小・中の連携
		関係機関との連携推進
		特別支援教育等の推進
		学校支援機能の強化
		地域ぐるみの学校支援
		教育環境の整備

(2) 小・中学生の体力の増進

指標 「アクティブプラン to 2020」(都教育委員会)で示された、小学校5年生と中学校2年生の体力テストの具体的目標値の合計点(点)

【指標のポイント】

学校と家庭等の連携により、児童・生徒の体力が向上する。

【指標の設定理由】

体育科では、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視しています。また、「アクティブプラン to 2020 総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)」(東京都教育委員会)では、体力を高める基礎を、児童・生徒の「基本的生活習慣の定着」「栄養・運動・休養(健康三原則)」「アクティブライフの実践」と捉え、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていくことが示されました。そこで、東京都統一体力テストにおける体力合計点を指標とし、総合的に児童・生徒の体力・運動能力を向上させていきます。

<小学校第5学年>

平成27年度の実績値が東京都の平均を下回っているため、都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点116点)を目指します。

<中学校第2学年>

平成27年度の実績値が東京都の平均を下回っているため、都が設定した32年度までの目標値(男女の合計点97点)を目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	教育	豊かな人間性の育成
		学力やさまざまな知恵
		健康教育の充実
		地域とのかかわりと体験
		伝統・文化を活かした教育活動
		基礎・基本の学力育成
		保・幼・小・中の連携
		関係機関との連携推進
		特別支援教育等の推進
		学校支援機能の強化
地域ぐるみの学校支援		
教育環境の整備		

(3) 豊かな人間性の育成

指標 「人の役に立つ人間になりたいと思う」項目における肯定度（％）

【指標のポイント】

集団生活の中で、互いに信頼し合い、他人を思いやる心が育まれる。

【指標の設定理由】

教育振興基本計画では、「生きる力」＝「知・徳・体のバランスのとれた力」の育成を教育施策の柱としており、このうち「徳」の指標として、全国学力・学習状況調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目に「当てはまる」と回答した割合を指標として設定します。

<小学校>

平成 27 年度の区の値が国の 71.6%、都の 70.1%を上回っているため、高水準の維持を目指し、対象の児童が変わる中でも継続的に 78%以上を保つことを目標とします。

<中学校>

平成 27 年度の区の値が国の 72.0%、都の 69.2%を下回っているため、国・都の水準を目指し、31 年度までに 71%とすることを目標とします。

大	中	小項目
子育て・教育	教育	豊かな人間性の育成
		学力やさまざまな知恵
		健康教育の充実
		地域とのかかわりと体験
		伝統・文化を活かした教育活動
		基礎・基本の学力育成
		保・幼・小・中の連携
		関係機関との連携推進
		特別支援教育等の推進
		学校支援機能の強化
地域ぐるみの学校支援		
教育環境の整備		

(4) いずれの関係機関にも関わっていない
不登校児童・生徒数の減少

指標 関係機関と関わっていない
不登校児童・生徒の率 (%)

【指標のポイント】

様々な関係機関との関わりの中で、児童・生徒や保護者への適切な対応が図られる。

【指標の設定理由】

不登校の背景は多様であり、更に様々な要因が複合的に重なり合っていることから、不登校児童・生徒への対応には、児童・生徒一人ひとりの気持ちに寄り添って、その状況を十分把握し、様々な関係機関との関わりの中で、児童・生徒及び保護者へのきめ細かい支援を継続していくことが重要です。

そこで、「いずれの関係機関にも関わっていない」という不登校児童・生徒の率を指標とし、その人数を減少させることで、学校復帰や社会的自立を支援します。

<小学校>

関係機関や各小学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年 3.5 ポイントずつ減少させ、平成 31 年度までに 1.4% とすることを目指します。

<中学校>

関係機関や各中学校との連携を促進することにより、「いずれの関係機関にも関わっていない」という人数を毎年 2 ポイントずつ減少させ、31 年度までに 1.2% とすることを目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	教育	豊かな人間性の育成
		学力やさまざまな知恵
		健康教育の充実
		地域とのかかわりと体験
		伝統・文化を活かした教育活動
		基礎・基本の学力育成
		保・幼・小・中の連携
		関係機関との連携推進
		特別支援教育等の推進
		学校支援機能の強化
		地域ぐるみの学校支援
教育環境の整備		

1-3 青少年の健全育成

1 将来像

地域で人とのかかわりを学びながら、光る笑顔の青少年が育つまち

未来を担う青少年一人ひとりの自主性を尊重し、開かれた地域の中で、人とのつながりを大切にする心を育てていくまちを目指します。そして、青少年が笑顔で輝きながら、自立して社会の中で成長していくとともに、思いやりの心を持てるよう、青少年を受け止め、支え、共に歩いていくまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

都市化の進展により、地域社会の連帯感が希薄になるとともに、子育て家庭の転入、出生数の増加により児童人口が増加しています。

また、情報技術の更なる進展に伴い、インターネット等によるコミュニケーションが常態化し、子どもたちが集団での遊びや活動の中で、社会性を身に付ける機会が減少しています。

そこで、青少年が、社会性を身に付け自立した大人に成長していくため、青少年健全育成会等が実施する事業を通して、地域の大人や子ども同士でふれあう機会を提供するとともに、青少年が事業の企画段階から参画することにより、社会参加の充実を図ります。

また、子どもたちが安全に安心して暮らせる環境を整えるため、地域ぐるみで子どもたちを温かく見守る取組を進めます。

さらに、青少年プラザ事業等を通して、子どもたちの自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) ふれあいや社会参加の充実

指標 青少年健全育成会やNPO等が実施する事業への青少年の参画者数（人）

【指標のポイント】

地域活動への参加や参画を通じて、青少年の社会性が育まれる。

【指標の設定理由】

青少年が地域団体等の事業の企画や運営に参画することにより、地域でのふれあいや社会参加の充実が図られることが想定されるため、青少年健全育成会やNPO等が実施する青少年の社会参加推進事業等への参画者数を指標とし、青少年の社会参加・社会参画を推進します。

これまで、年間約400人の青少年が青少年健全育成会等の事業に参画している状況を踏まえ、事業への参画者を毎年約10%増加させていくことを目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	青少年の健全育成	地域との交流
		社会体験・異年齢交流
		地域ぐるみの支援
		家族のふれあい
		青少年の健全育成活動

(2) 地域での見守り

指標 子ども110番ステッカー事業の協力件数（件）

【指標のポイント】

協力者の増加により、子どもにとって安全・安心な地域環境が保たれる。

【指標の設定理由】

緊急時に子どもが駆け込める緊急避難場所を示す、子ども110番ステッカー事業を充実することにより、子どもたちにとって、より安全な地域環境づくりを推進するため、本ステッカーの協力件数を指標とします。

区立小学校PTAの協力により、ステッカー貼付箇所の確認と新規協力の依頼を行い、協力者を毎年10件増加させることを目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	青少年の健全育成	地域との交流
		社会体験・異年齢交流
		地域ぐるみの支援
		家族のふれあい
		青少年の健全育成活動

(3) 自立のきっかけづくり

指標 b-lab（青少年プラザ）の利用者数（人）
及び利用者満足度（％）

【指標のポイント】

施設利用を通じて、中高生が社会性を身に付け、自立した大人に成長するための機会が増える。

【指標の設定理由】

b-lab（青少年プラザ）の利用者が増加し、子どもたちの自主的な活動を支援する機会を増やすことで、自立した大人への成長のきっかけとなることが想定されるため、利用者数を指標とします。各種事業の展開、広報活動を通して、b-lab の利用促進を図り、利用者を毎年約2％増加させていくことを目指します。

また、利用者の満足度が高まることは、中高生の自主的な活動を通じた自立のきっかけづくりの、更なる促進につながることから、b-lab 利用者に対するアンケート調査の満足度を指標とします。その結果に基づく事業を実施し、自立した大人へ成長していく機会の拡大を図ることで、利用者アンケートで「満足している」と回答する割合を毎年約1ポイント増加させていくことを目指します。

大	中	小項目
子育て・教育	青少年の健全育成	地域との交流
		社会体験・異年齢交流
		地域ぐるみの支援
		家族のふれあい
		青少年の健全育成活動

2-1 高齢者福祉

1 将来像

歳を重ねても、いきいきと自分らしく暮らせるまち

高齢者一人ひとりがいつまでも、住み慣れた地域で、自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支え、安心して暮らせる居住空間の整備やさまざまなバリアフリー化、活躍できる場づくりなどの高齢者福祉施策の向上を図り、生涯にわたって、いきいきと、その人らしい生活が送れるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口全体に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成29年1月現在で●●.●●%（●●,●●●人）であり、区民の5人に1人が高齢者となっています。平成37年（2025年）には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、また、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者のみの世帯の増加も予想されます。

こうした中、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本区の人口構成の特徴を踏まえ、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的に提供していく地域包括ケアシステムを構築していきます。

そこで、地域包括ケアシステムの拠点として高齢者あんしん相談センターの充実を図っていくとともに、地域ケア会議等を通じ、行政、関係機関・団体、区民等が連携を深め、「地域ぐるみの支え合い」を進めていきます。また、元気高齢者を始めとする区民や団体等が主体となって、高齢者の日常生活をサポートする体制をつくるため、多様な人材を発掘し担い手になっていくような取組を進めていきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者が、適切な医療や介護を受けられるよう、高齢者を取り巻く関係機関との協働による医療・介護連携の推進を図るほか、認知症施策を推進します。また、介護保険制度の基盤をより一層整備するため、在宅サービスの充実と合わせ、介護施設の整備を進めるとともに、介護人材の確保に取り組んでいきます。

加えて、介護予防分野では健康寿命を延伸するため、高齢になっても、自分らしくいきいきと生活できるよう、生きがいつくりの支援や地域活動の担い手として活躍する場を整えていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域で支え合うしくみの充実

指標 高齢者人口に対する高齢者あんしん相談センターの相談者数（実人数）の割合（％）

【指標のポイント】

高齢者あんしん相談センターの機能充実が図られることで、全高齢者のうち相談に来る人の割合が増加する。

【指標の設定理由】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためには、地域における高齢者福祉の拠点である高齢者あんしん相談センターが広く認知され、必要な人に必要な支援が確実に行われるよう、特にアウトリーチ（訪問支援）を含めた相談支援、認知症高齢者に対する支援、総合事業及び介護予防の拠点並びに在宅医療・介護連携の推進といった役割を果たしていく必要があります。

このため、高齢者人口に対する高齢者あんしん相談センターの相談者数（実人数）の割合を指標として把握し、その結果に基づき、高齢者あんしん相談センターの充実を図ることで地域包括ケアシステムの構築を行っていきます。

平成31年度に相談者数（実人数）が高齢者人口の約30%となることを目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	高齢者福祉	生活環境の整備
		生きがいづくり・介護予防
		地域の見守り
		介護の負担軽減
		高齢者権利擁護
		地域包括ケア

(2) 在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援や取組

指標 特別養護老人ホーム入所希望者名簿に登載された数（人）

【指標のポイント】

施設サービス・在宅サービスの充実等に取り組むことで、入所希望者数が減少していく。

【指標の設定理由】

今後、高齢者人口の増加が見込まれる中、施設入所希望者も増えていくことが予想されます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、施設整備を図るとともに、在宅サービスを充実し、本人や家族の希望に沿った多様な住まい方が支援できるよう取り組んでいきます。

なお、「医療と介護の連携」「多様な主体による生活支援サービスの開拓」「効果的な介護予防事業の展開」を進めることで、在宅生活が続けられる可能性を広げていきます。

こうした取組を通じて、特別養護老人ホーム入所希望者名簿に登載される人数を指標とし、減少していくことを目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	高齢者福祉	生活環境の整備
		生きがいづくり・介護予防
		地域の見守り
		介護の負担軽減
		高齢者権利擁護
		地域包括ケア

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

指標 基本チェックリストに回答した75歳以上84歳以下の高齢者のうち、生活機能の低下がみられると判定される人の割合（％）

【指標のポイント】

介護予防の推進により、生活機能の低下が抑制される。

【指標の設定理由】

これまで介護予防については広く周知啓発を図り、高齢者の健康維持・増進への意識・関心は高くなってきています。地域での高齢者の活動及び区の介護予防事業への参加は増えており、生活機能の低下がみられる人は減少してきています。様々な活動によって介護予防を実践している高齢者を相対的に評価することとして、高齢者に送付する基本チェックリストの回答における生活機能の低下と判定される人の割合を指標とします。

基本チェックリストでの調査は3年間で1サイクルとして実施しており、調査一年目に対象者全員に送付し、二年目、三年目は未回答者に送付しています。そのため、同じ傾向となる、同じ年次の結果同士を比較し、前回の調査より該当率が低くなることを目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	高齢者福祉	生活環境の整備
		生きがいづくり・介護予防
		地域の見守り
		介護の負担軽減
		高齢者権利擁護
		地域包括ケア

2-2 障害者福祉

1 将来像

だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、だれもが人格と個性を尊重される、一層ふれあいのある社会にしていきます。また、住み慣れた地域社会で豊かな生活が送れるよう、居住空間の整備や地域全体のバリアフリー化などを進めるとともに、就労支援などを推進することで、障害者の自立生活や社会参加が実現できるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成26年1月、国は障害に基づくあらゆる形態の差別を禁止する「障害者権利条約」に批准し、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行されました。同法では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が求められ、本区においても、普及啓発活動の取組や「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた検討を行っていきます。

また、平成28年4月には、改正障害者雇用促進法も施行され、平成30年に予定される法定雇用率の引上げや増加する雇用者に向けた定着支援の充実も求められています。

そこで、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、公有地を活用するなどして、地域の理解を得ながら、グループホームの基盤整備を行います。

また、精神科病院に長期入院している精神障害者が地域生活に円滑に移行し、安定した生活を送ることができるよう、障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援の実施や障害者の地域移行・地域定着促進のための関係機関のネットワーク構築など、障害者基幹相談支援センターを中心とした支援体制の強化を図ります。

あわせて、バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路のバリアフリー整備を進め、ひとにやさしいまちづくりを推進するとともに、印刷物におけるSPコードの活用やデジ版の作成等による情報のバリアフリー化やコミュニケーションの多様化の推進により、障害者の社会参画の推進を図ります。

さらに、障害者の就労支援については障害者の意欲と能力に応じて働けることが重要となるため、障害者就労支援センターが基点となり、障害者の一般就労を促進するための働き掛けや、継続して働き続けられるためのきめ細かい支援を行うとともに、障害者施設での就労（福祉的就労）の充実を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援

指標 障害福祉サービスの利用率（％）

【指標のポイント】

障害福祉サービスの質・量の適切な提供により、利用率が増える。

【指標の設定理由】

障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し、互いに認め合う社会を実現するため、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに適切に提供されているかどうかを、障害福祉サービス対象者のうち利用した人の割合を指標とします。

また、障害福祉サービス対象者と利用者の過去の実績を踏まえ、毎年、利用率の前年比5ポイントの増加を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	障害者福祉	障害福祉サービスの充実
		施設整備・地域の見守り
		障害者就労支援
		障害者の地域交流
		まちのバリアフリー
		情報のバリアフリー
		心のバリアフリー

(2) 安心して地域生活を継続できるための基盤整備

指標 グループホームの定員数（人）

【指標のポイント】

グループホームを整備することで、障害者の自立した地域生活が図られる。

【指標の設定理由】

ノーマライゼーションの理念の下、施設入所者等の地域移行や親からの独立など、障害者が可能な限り地域の中で自立して生活ができるよう、安心・快適に生活できる知的・身体・精神障害者のグループホームを整備していく必要があります。その達成度を測るため、グループホームの定員数を指標とします。

障害者本人や家族のグループホーム利用のニーズを踏まえつつ、障害者施設としての公有地等の活用見込みや、民間事業者からの整備についての相談状況等を勘案し、平成31年度までに定員92人の達成を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	障害者福祉	障害福祉サービスの充実
		施設整備・地域の見守り
		障害者就労支援
		障害者の地域交流
		まちのバリアフリー
		情報のバリアフリー
		心のバリアフリー

(3) 精神障害者の地域生活の継続

指標 精神障害者の地域定着率（％）

【指標のポイント】

地域定着化が進むことにより、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合が増える。

【指標の設定理由】

退院する精神障害者及び在宅精神障害者に対して、地域定着支援や24時間緊急時相談支援等事業、地域生活安定化支援事業、グループホーム利用などの障害福祉サービスを活用して、地域定着化を図っていきます。

服薬や受診を中断すると病状が悪化し、再入院となることが多いため、上記の事業を着実に実施しながら、精神障害者の地域生活を支援していく必要があります。

そのため、新たな退院者を分母として、1年以上再入院せずに地域で生活を維持できている人の割合を指標とします。目標値は、平成26年度、27年度の実績値を勘案し、86%を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	障害者福祉	障害福祉サービスの充実
		施設整備・地域の見守り
		障害者就労支援
		障害者の地域交流
		まちのバリアフリー
		情報のバリアフリー
		心のバリアフリー

(4) 障害者就労支援の充実

指標 障害者の就労継続者数（人）

【指標のポイント】

障害者就労支援の充実により、継続して働き続ける人が増え、地域での自立した生活につながる。

【指標の設定理由】

障害者が当たり前働き、地域において自立した生活ができるように、障害者就労支援センターにより、本人及び企業に対して支援を行うとともに、出身施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めます。

就労支援は、職に就くことが到達点ではなく、長く働き続け、地域において自立した生活ができることを眼目としているため、障害者就労支援センター登録者のうち、前年度の3月31日時点において、継続して働き続けている障害者の人数を指標とします。

平成30年度に法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることに伴い、企業における法定雇用率の引上げも予定されているため、今後、新規就労者数の増が見込まれます。一方、就労継続者数について、28年度は、対前年度37人増となりましたが、24年度から27年度までは、おおむね20人増で推移しています。また、精神障害者の就職が増えています。定着率が低いこと、企業側において十分な準備がないままでの採用が増えることも予想されます。

これらを踏まえ、29年度以降は、毎年度30人の就労継続者の増加を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	障害者福祉	障害福祉サービスの充実
		施設整備・地域の見守り
		障害者就労支援
		障害者の地域交流
		まちのバリアフリー
		情報のバリアフリー
		心のバリアフリー

2-3 生活福祉

1 将来像

だれもが住み慣れたところで自立して暮らせる、 セーフティネットのあるまち

加齢や疾病などさまざまな事情により、生活していくことが困難な状況に至った場合でも、区民が互いに助け合い、また、必要かつ柔軟な支援が行われることで、だれもが社会生活から遠ざけられることなく、地域で自立した生活を送ることができる、セーフティネットのあるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の生活保護受給世帯数と対前年伸び率は、平成24年度には2,131世帯、4.7%増と増加してきましたが、25年度には2,179世帯、26年度は2,187世帯と横ばい状態となり、27年度は2,157世帯と減少に転じています。しかし、23年度に2,000世帯を超えて以降、受給世帯数は依然として高止まりの状態にあると言えます。

このような状況の中、生活保護受給者の自立した生活を実現するために、26年度から開始した「就労意欲喚起事業」を強化するとともに、ハローワークや東京しごとセンター等と連携を図り、就労を支援していきます。

また、27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本区でも、27年度からは必須事業である「自立相談支援事業」「住宅確保給付金」や、任意事業の「学習支援事業」を実施し、28年度からは更に、「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」を実施するなど、総合的な支援体制のもとで包括的に生活困窮者の自立支援をしています。

区内の路上生活者数については、26年8月には16人と最低値となりましたが、28年1月には19人と微増しており、依然として一定数の路上生活者が存在する実態があります。これらの人の中には、路上生活の長期化や高齢化などの問題があり、路上生活からの脱却を促すための路上生活者対策事業を継続します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 生活保護受給者の自立した生活

指標 生活保護受給者のうち、新たに就労に結び付いた人と増収を図った人の割合（％）

【指標のポイント】

新たに就労する、又は増収を図ることで、自立した生活につながる。

【指標の設定理由】

生活保護制度は、単に生活困窮している人に対して最低限の生活を保障するというだけでなく、更に積極的にそれらの人々の自立を支援していくことを目的としています。そのため、就労可能と見られる人の中で自立に至らないまでも、現に就労していない人が新たな就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

開始から2年が経過した就労意欲喚起事業の実績を踏まえ、毎年1ポイント増を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	生活福祉	生活困窮者
		ひとり親世帯・若者
		DV防止
		公的保険制度
		地域の支え合い

(2) 生活困窮者者の自立した生活

指標 生活困窮者自立支援事業利用者のうち、就労自立した人の割合（％）

【指標のポイント】

新たに就労する、又は増収を図ることで、自立した生活につながる。

【指標の設定理由】

生活困窮者自立支援事業は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人に対して、自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給や就労支援、家計相談支援、就労準備支援等の支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進することを目的としています。

生活困窮者の自立支援においては就労を通じた経済的自立が重要であることから、本事業を利用している人のうち、現に就労していない人が新たな就労に結び付いた人数及び既に就労している人が増収を図った人数の割合を指標とします。

国の掲げる、生活困窮者自立支援制度における「就労・増収率」の目安値（平成27年度40％）を基準として、毎年2ポイント増を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	生活福祉	生活困窮者
		ひとり親世帯・若者
		DV防止
		公的保険制度
		地域の支え合い

(3) 路上生活者の自立した生活

指標 自立支援センター入所者のうち、就労自立した人の割合（％）

【指標のポイント】

就労自立することで、路上生活から脱する。

【指標の設定理由】

特別区と都が共同して、路上生活者の巡回相談から緊急一時保護、就労自立支援、地域生活継続支援に至る一連の路上生活者対策事業を実施しています。

このような取組の効果もあり、本区の路上生活者数は28年1月現在19人であり、25年1月現在24人から3年間で20%減となっています。

文京・台東・北・荒川の4区では、自立支援センター台東寮において、路上生活者の自立支援事業を実施しています。自立支援センターの目的は、路上生活者が就労し社会的自立を達成することにあります。対象者は変化するため、経年変化の比較の観点から、自立支援センターに入所した人のうち就労自立した人の割合を指標とし、毎年1ポイント増を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	生活福祉	生活困窮者
		ひとり親世帯・若者
		DV防止
		公的保険制度
		地域の支え合い

2-4 健康づくり

1 将来像

だれもがいつまでも笑顔で健康に暮らせるまち

生活習慣病の予防をはじめとして、区民一人ひとりが生涯にわたり、心豊かに充実して暮らせるよう、区民の健康づくりの取組を支援・推進します。また、病気になった場合には、安心して医療サービスが受けられるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食事、運動、休養、そして飲酒・喫煙などの嗜好品の摂取などの生活習慣が、悪性新生物（がん）や糖尿病・高血圧などの生活習慣病の発症に関与していることが明らかになってきています。

区民のがんや生活習慣病を早期に発見する取組である、健（検）診等の受診率はこれまでの取組により漸増している状況です。また、予防接種は、感染症へのり患や疾病の重症化を予防するために重要なものです。

区民が自身の健康の保持・増進に取り組むための知識や方法の周知・啓発に努めるとともに、がんや生活習慣病の早期発見のための健（検）診等や各種予防接種を勧奨する必要があります。あわせて、区民が健（検）診等を受診しやすい環境を整える必要もあります。

そこで、区民の健康づくりの取組を支援・推進していくため、食生活の改善や運動習慣の定着などの生活習慣病対策を推進するとともに、関係機関と連携し、各種健（検）診等の受診環境の改善やより効果的な保健指導への参加勧奨などに取り組んでいきます。

また、社会全体の免疫水準の維持が期待できる定期予防接種について、ワクチンの意義・効果や副反応などの情報提供を行い、一定の接種率を確保するよう、周知や接種勧奨を行っていきます。

さらに、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の定着促進などによって、地域医療の連携を支援し、区民が住みなれたまちで、適切な医療を受けながら生活するための情報提供や相談体制の充実をしていくことで、在宅療養の推進を図っていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 生活習慣病予防対策

指標 特定保健指導対象者の割合（％）

【指標のポイント】

生活習慣病予防の推進により、メタボリックシンドローム対象者が減少する。

【指標の設定理由】

区民が健康で長生きできるようにするためには、運動習慣の定着や食生活の改善といった健康的な生活習慣の確立が重要です。

区の特定健康診査等実施計画（平成25年度～29年度）に基づき、区民が自らの健康状態を把握できる健康診査の受診率向上を図るとともに、メタボリックシンドロームの対象者に対して特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの対象者を減少させていきます。

これらのことから、特定健康診査の受診者に対する特定保健指導対象者の割合を生活習慣病予防対策の指標とし、過去の実績を踏まえ、目標値は毎年のポイント減を目指します。

また、40歳未満の区民に向けた新たな取組として若年層へ向けた健康意識の醸成を図ります。

大	中	小項目
福祉・健康	健康づくり	健康づくり
		健康診断・健康相談
		地域保健医療
		医療情報

(2) 生活習慣の改善に向けた支援

指標 生活習慣病予防教室参加者の意識向上度（％）

【指標のポイント】

生活習慣改善の動機付けとなる事業の参加者の意識が向上することで、生活習慣の改善につながる。

【指標の設定理由】

区民が健康的な生活習慣を主体的に取り入れるような動機づけや行動変容を促すために、予防教室や講演会等の生活習慣病予防教室などを実施しています。

こうした支援により区民の意識が向上することは生活習慣の改善につながるため、事業参加者にアンケートをとり、参加者の意識向上度を指標とし、85%以上の意識向上度を目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	健康づくり	健康づくり
		健康診断・健康相談
		地域保健医療
		医療情報

(3) がんによる死亡率減少

指標 各種がん検診の受診率（％）

大	中	小項目
福祉・健康	健康づくり	健康づくり
		健康診断・健康相談
		地域保健医療
		医療情報

【指標のポイント】

各種がん検診の受診率が向上することで、がんによる死亡率の減少につながる。

【指標の設定理由】

区では、がん検診に関する国の指針（対象年齢、受診間隔、健診項目、精度管理等）に基づき、各種のがん検診を実施しています。

がんは、早期発見、早期治療により延命率が向上するとされていることから、がん予防行動のきっかけとなる普及啓発を図るとともに、受診者の利便性に配慮することで、各種がん検診の受診率増加を目指します。

このため、区民の健康づくりの指標として、各種がん検診の受診率を指標として設定します。

本区は、国の目標を達成できていない状況にありますが、過去の実績を踏まえ、目標値は毎年のポイント増を目指します。

(4) 予防接種の勧奨

指標 麻しん・風しんワクチンの接種率（％）

大	中	小項目
福祉・健康	健康づくり	健康づくり
		健康診断・健康相談
		地域保健医療
		医療情報

【指標のポイント】

麻しん・風しんワクチンの接種率を保つことで、ウイルス伝播が起こりにくくなる。

【指標の設定理由】

国の「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、それぞれ接種率の目標が95%以上とされていることから、定期予防接種であるMR（麻しん・風しん混合）ワクチンの第1期及び第2期の接種率を指標とし、それぞれ95%以上とすることで、ウイルス伝播が起こりにくい集団免疫の獲得を目指します。

2-5 生活衛生環境

1 将来像

だれもが快適で健康に暮らせる、安全で清潔なまち

区民が健康で安全に暮らせるよう、感染症などの健康危機から区民を守るとともに、快適な生活環境の確保や、食品、医薬品などの安全の確保を図ります。また、人と動物とが共生できるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

食品に関する健康被害相談や食肉の生食が原因と疑われる食中毒の発生とともに、食品表示の偽装事件の発生など、食に関する信頼の確保が求められており、飲食店やイベント会場での食中毒等の発生を予防・防止する対策の強化が必要です。

また、プールや公衆浴場などの利用者が不特定多数の環境衛生施設においては、衛生管理の状況によっては、重篤な健康被害を引き起こす可能性があり、水質管理状況等を定期的に検査して、良好な衛生状態を維持していくことが必要です。

さらに、医薬品や医療機器に関する規制改革や国や都からの権限委譲が進められているとともに、区の医療安全対策の重要性が増加しています。

動物の適正な飼育による生活衛生環境の保持についても求められています。

そこで、食品と環境衛生の安全・安心のために、各種監視業務を強化するとともに、食中毒の発生を防止するための啓発活動の一層の推進と感染症の発生防止対策の充実を図ります。

また、医療安全対策の推進のため、関連情報の提供を積極的に行います。

さらに、動物の飼育マナーの普及・啓発の充実や飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業の推進を図ります。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 食品衛生に関する安全・安心の確保

指標 子どもや高齢者等の社会福祉給食施設における自主管理実施率（ポイント）

【指標のポイント】

各施設の自主管理の推進により、食生活の安全が確保される。

【指標の設定理由】

文京区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保するため、文京区食品衛生監視指導計画を作成し、食品関係施設の自主管理を推進しています。

食中毒の防止対策としては、食中毒発生時に大規模な患者発生につながる大量調理施設、特に学校、保育園、社会福祉施設及び病院等の集団給食施設に対する保健所による監視指導を重点的に実施していますが、食品関係事業者の責務で行う自主管理の実施が最も重要になります。

そのため、施設の衛生管理の特に重要な個所について、保健所が実施状況をポイント化して指標とします。

指標は下記の6項目について実施状況を確認し、10ポイント満点としてポイント数の向上を目指します。

- ①点検表の整備及びその記録
- ②検食の保存
- ③食品関係従事者の検便の実施
- ④食品衛生責任者の食品衛生実務講習会等の受講
- ⑤食品衛生従事者に対する衛生教育の実施
- ⑥緊急時の連絡体制の整備

大	中	小項目
福祉・健康	生活衛生環境	健康危機管理体制
		衛生管理
		生活環境づくり
		薬品等の適正管理
		有害食品・食中毒
		動物との共生

(2) 環境衛生に関する安全・安心の確保

指標 環境衛生関連施設の水質検査適合率（％）

【指標のポイント】

各施設の水質管理状況を検査し、監視・指導することで、安心・安全な施設環境が確保される。

【指標の設定理由】

環境衛生関係営業施設では衛生的で安心・安全な施設環境を確保することが重要です。そのためには、保健所の監視・指導と営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の双方が欠かせません。

営業者・管理者が自主的に行う衛生管理の手法が、適切な成果に結び付いているかを客観的に評価し、改善点を探るために、保健所では理化学検査を実施しています。

利用者が多い業態で、管理状況によっては重篤な健康被害を引き起こす可能性のある浴場施設、プール施設及び介護施設（浴室）の水質管理状況を検査し、水質検査適合率を指標とします。

科学的な根拠に基づいた衛生指導を積み重ねることにより営業者・管理者の管理方法の改善を図り、水質検査適合率を3年間で5ポイント向上させることを目指します。

大	中	小項目
福祉・健康	生活衛生環境	健康危機管理体制
		衛生管理
		生活環境づくり
		薬品等の適正管理
		有害食品・食中毒
		動物との共生

(3) 人と動物の共生のための適正な飼育の普及・啓発

指標 犬に関する苦情件数の割合（％）

【指標のポイント】

正しい飼い方・マナー向上の普及啓発により、苦情件数が減少する。

【指標の設定理由】

近年、動物を飼養する家庭は増加しています。

地域の中で人と動物が共生するためには、飼い主がマナーを守ることや、ペットを飼っていない区民が動物への理解と愛護の意識を持つことが大切です。

マナーやモラルの向上を啓発することにより、ペットを飼っている人と飼っていない人とがお互いを理解し、気持ちよく生活できる地域社会を築きます。

犬の登録頭数を100としたときの、苦情件数の割合を指標とし、平成25年度から平成27年度までの実績を踏まえ、苦情件数の減少を目指します。

犬猫の正しい飼い方普及員を増やす等により、犬及び猫の正しい飼い方について一層の普及啓発に努め、区内の動物の飼養管理の適正化を図ります。

大	中	小項目
福祉・健康	生活衛生環境	健康危機管理体制
		衛生管理
		生活環境づくり
		薬品等の適正管理
		有害食品・食中毒
		動物との共生

3-1 地域コミュニティ

1 将来像

みんなが集う、おせっかいのまち

区民をはじめ、文京区にかかわるあらゆる世代の人が積極的に地域活動に参加し、活発な話し声が聞こえてくる、活気にあふれるまちを目指します。そして、男女が平等な立場であらゆる分野に参画できるまち、新たな仲間を地域で温かく迎え、いざというときは地域で助け合う、思いやりあふれる、いつまでも住み続けたいまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

地域活動センターは、礪川・大原・向丘地域活動センターがリニューアルオープンしたことにより利用者数は増加傾向です。また、地域活動センターのリニューアルオープンに伴い「ふれあいサロン」事業の実施数も増えています。

しかしながら、町会・自治会の加入率は、平成24年度の65%に対し、27年度は66.4%とほぼ横ばいで、地域においては、人口は増加しているものの、高齢化や核家族化の進展の影響による地域コミュニティの希薄化など、依然として多くの社会的課題が複雑化し、かつ、多様化している状況にあります。他方、地震等の災害が各地で発生し、特に防災に対する地域コミュニティの大切さが見直されています。

このような中で、地域コミュニティ活動の核となる団体が必要であり、とりわけ長年、その活動の中心的な役割を果たしてきた町会・自治会の活動を支えていくことは重要な取組であります。さらには、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進することで、地域課題の解決を図って行く必要があります。

そこで、町会・自治会への加入促進PR、活動の支援など、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。

また、地域の拠点施設としての地域活動センターの利用促進を図るとともに、地域活動センターなどの活動を通じ東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたおもてなしの心を育むような地域活動の支援を行います。

さらに、各種地域活動団体の拠点として地域活動センター及び区民センター内の文京区社会福祉協議会が運営する「ファミコム」の利用促進を図り、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を推進するとともに、新たな公共の担い手を創出することで、地域課題を解決し、豊かな地域社会の実現を図っていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域コミュニティの活性化

指標 町会加入率 (%)

【指標のポイント】

加入率の向上により、地域交流が活発になり、地域が活性化する。

【指標の設定理由】

地域コミュニティの活性化を図るためには、町会・自治会の継続した運営が必要です。そのためには、町会・自治会への更なる加入促進を推進することが重要であることから、町会・自治会への加入率を指標とします。

町会・自治会への加入者が増えることで地域の交流がより一層活発になり、地域の活性化につながることから、加入促進の活動を支援する取組を進め、平成30年度までに68%の加入率を目指します。なお、加入率の実績値は3年に一度の世論調査により推計します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	地域コミュニティ活性化
		コミュニティ意識醸成
		地域活動情報
		地域との協働
		新たな公共の担い手
		地域コミュニティ参画

(2) コミュニティ意識の醸成

指標 地域活動センターの利用人数 (人)

【指標のポイント】

地域団体の活動や地域住民の交流が活発になる。

【指標の設定理由】

地域コミュニティの活性化には、地域活動団体や地域住民の方々の活動の場が必要です。地域活動センターの会議室の利用者と、ふれあいサロン事業などの参加者を合計した利用人数を指標とし、地域の方々が気軽に参加できる交流・活動の場として地域活動センターの利用促進を図ります。

平成29年度は、過去の実績や音羽地域活動センターがリニューアルオープンすることを踏まえ5,000人増とし、その後は、毎年度2,500人増加を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	地域コミュニティ活性化
		コミュニティ意識醸成
		地域活動情報
		地域との協働
		新たな公共の担い手
		地域コミュニティ参画

(3) NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業の推進

指標 区との協働事業の件数（件）

【指標のポイント】

区と地域団体等との協働事業により、様々な地域課題の解決が図られる。

【指標の設定理由】

協働推進委員会で組織横断的に協働を推進し、NPOや事業者などの様々な地域活動団体との協働事業を実施することで、地域課題の解決を図り、豊かな地域社会の実現を目指していきます。

区民参画現況調査による、区と地域活動団体等との協働事業の件数を指標とし、過去4年間の平均増加件数を踏まえて、毎年度10件の増を目標値とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	地域コミュニティ	地域コミュニティ活性化
		コミュニティ意識醸成
		地域活動情報
		地域との協働
		新たな公共の担い手
		地域コミュニティ参画

3-2 産業振興

1 将来像

豊かな区民生活を支える、活力みなぎる産業と商店のあるまち

地域の特性を活かした産業振興を積極的に推進することによって、未来を担う子どもたちがあこがれ、より豊かで文化的な区民生活を支える、活力みなぎる産業のあるまちを目指します。また、利用者の多様なニーズに対応し、安心して買い物ができる商店のあるまち、子どもから高齢者まで多くの人でにぎわう活気にあふれるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

国が実施した経済センサスの調査によれば、平成24年と平成26年の、区内事業所の従業者数及び事業所数をそれぞれ比較すると、従業者数は3,463人増加し、事業所数も55事業所増加しています。

内閣府の月例経済報告では「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」（平成28年6月）とされており、「先行きについては、所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」が、先行きの不透明さは否めない状況です。

商店街を取り巻く環境は、消費者ニーズの多様化、インターネット通販の普及、複合店舗との競争、経営者の高齢化や後継者難など、様々な理由により厳しい状況となっています。本区の商店会加入数も減少傾向にあることから、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、外国人への対応力の強化が求められています。

また、消費者教育の推進に関する法律が施行され、各年代に適した体系的な消費者教育を実施することが求められています。

そこで、異業種交流によって企業間交流、販路拡大、経営課題の解決等につながりをもたせることにより、産業の振興を図るとともに、産業競争力強化法により認定された「創業支援事業計画」に基づき、地域の支援機関等と連携して、起業希望者を支援し、区内での創業を促進します。

また、販売促進事業や環境整備事業補助等を活用して、商店街を活性化するとともに、商店の商店会への加入を促進します。

さらに、区民がより良い消費生活を送れるよう、消費者トラブルを防止するための様々なテーマの研修会を各年代の特性に配慮しながら実施することで、消費者の自立を支援します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 中小企業の経営基盤強化

指標 異業種交流事業に参加した区内企業数（社）

【指標のポイント】

参加企業数の増加により、企業間交流等が進み、区内産業が活性化する。

【指標の設定理由】

異業種交流事業に参加することで、企業間交流、販路拡大、経営課題の解決等につながり、中小企業の経営基盤が強化されます。

そこで、異業種交流事業に参加した中小企業の数を経験指標とし、区内産業の活性化を図ります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要業績評価指標（KPI）を目標値とし、ビジネス交流フェスタ、5区合同ビジネスネット、ビジネス交流フォーラム、中小企業小規模事業者向け支援制度説明会に参加した区内企業数を算定します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	産業振興	人材発掘・育成
		企業支援
		産業情報
		商店街支援
		消費生活

(2) 創業支援の充実

指標 創業支援セミナー受講者の満足度（％）

【指標のポイント】

充実したセミナーの提供により、民間活力が高まる。

【指標の設定理由】

民間活力を高めるためには、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進める必要があります。区では、産業競争力強化法により認定を受けた創業支援事業計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、創業支援セミナー等の創業支援事業を実施しています。

そこで、セミナー受講者の満足度を指標とし、セミナーの内容や創業支援施策の充実を図ります。

セミナー受講者に対するアンケートにおける、「大変満足、満足、普通、不満、大変不満」の選択肢のうち、「大変満足」及び「満足」と評価した割合が9割以上になることを目標とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	産業振興	人材発掘・育成
		企業支援
		産業情報
		商店街支援
		消費生活

(3) 商店街の活性化

指標 商店会加入件数（件）

【指標のポイント】

商店街の活性化により、まちのにぎわいが創出される。

【指標の設定理由】

商店街は、地域の住民や働く人にとって身近な商品・サービスを提供するだけでなく、まちのにぎわいを創り出すために欠かせない存在であることから、区内商店会に加入する店舗の数を指標とします。

この結果に基づき、必要となる商店街活性化策について検討し、商店街振興施策の充実を図ります。

過去の実績を踏まえ、店主の高齢化に伴い廃業する場合もあることから、現状維持を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	産業振興	人材発掘・育成
		企業支援
		産業情報
		商店街支援
		消費生活

(4) 消費者の自立支援

指標 消費生活センターの研修受講者の満足度（％）

【指標のポイント】

満足度の高い研修を実施することにより、消費者の自立が図られる。

【指標の設定理由】

より良い消費生活を送るためには、消費者被害の未然防止や消費者の自立支援等について、様々な手法による啓発や情報提供が必要です。

そこで、あらゆる世代に応じた適切なテーマを選定して開催する各種研修受講者の満足度を指標とします。

各種研修受講者に対するアンケートにおける、「大変満足、満足、普通、不満、大変不満」の選択肢のうち、「大変満足」及び「満足」と評価した割合が9割以上になることを目標とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	産業振興	人材発掘・育成
		企業支援
		産業情報
		商店街支援
		消費生活

3-3 生涯学習

1 将来像

いつでも、だれでも、自分に合った「学び」と出会えるまち

区民の豊かな人生をサポートするとともに、「文教の府」とも呼ばれる文京区の貴重な財産を活かして、多様なニーズに応じた「学び」の機会を提供します。また、いつでも、どこでも、だれでも学びたいと思ったときに、気軽に、楽しく、自分に合った「学び」を見つけて成長することができる生涯学習日本一のまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区では、区内にある19の大学や様々な企業と協働し、特色ある学びの機会となる「文京アカデミア講座」を開講する等、「区内まるごとキャンパスに～「文の京」、豊かな学びと交流を生み出すまち～」の実現を目指し、いつでも、どこでも、だれでも様々な学習や活動ができるよう、生涯学習の場や機会の充実に取り組んでいます。

また、生涯学習の成果を活かす仕組みとして「文の京生涯学習司」や「文の京地域文化インタープリター」資格制度を設け、人材育成、活動の場や機会の提供に取り組んでいます。

今後は、より広い層の区民が講座に参加できるように、更にわかりやすい情報提供に努めます。

また、学習から活動までスムーズに接続する仕組みや、学ぶ人たちからなるコミュニティを形成し、多様な知識をもった人の活動を支援する仕組みを構築します。

さらに、改修工事を終え、快適な読書環境が整った真砂中央図書館において、今まで以上に充実したサービスを提供するとともに、地区館においても閲覧スペースの整備等の機能拡充を図り、高品質なサービス提供に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) いつでも、どこでも、だれでも学習や活動ができる機会の提供・充実

指標 生涯学習講座の受講者数（人）

【指標のポイント】

生涯学習機会の拡充により、自分に合った「学び」を見つけることができる。

【指標の設定理由】

より多くの区民が自分に合った「学び」を見付けることができるよう、文京アカデミア講座を始め、様々な講座や講演会について、バラエティに富んだ学習機会の提供・充実が求められています。

そこで、生涯学習講座の受講者数を指標とし、区民の生涯学習活動への参加を促進します。

受講者数は、過去の実績を踏まえ、年間当たり延べ4,600人以上とすることを目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	生涯学習	生涯学習機会
		生涯学習情報
		講座・発表の場
		図書館機能の充実

(2) 一人ひとりの学びの成果を活かす機会の提供・充実

指標 人材育成講座修了率（%）

【指標のポイント】

人材育成により、区民の生涯学習の支援が図られる。

【指標の設定理由】

生涯学習に係る人材の育成を目的として、文の京生涯学習司、文の京地域文化インタープリター及びアカデミアサポーターの養成講座を実施しています。

これらの人材育成講座受講者の修了率を指標とし、生涯学習活動に貢献する人材の育成に努めます。

過去の実績を踏まえ、講座受講者の修了率90%以上を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	生涯学習	生涯学習機会
		生涯学習情報
		講座・発表の場
		図書館機能の充実

(3) 学びの継続を通じたまちづくり

指標 区民プロデュース講座の講座実施数（企画）

【指標のポイント】

講座の実施により、一人ひとりの学びの成果を活かす機会が創出される。

【指標の設定理由】

区民からの企画を公募する区民プロデュース講座は、区民の学習成果を活かし地域に根ざした生涯学習を推進することを目的として実施しています。

また、本講座は、企画の提案者だけではなく、講座選定や実施に向けたコーディネートなども、区民との協働により実施しています。

そこで、区民プロデュース講座の実施数を指標とし、一人ひとりの学びの成果を活かす機会の拡充に努めます。

過去の実施数を踏まえ、年間 15 企画以上の実施を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	生涯学習	生涯学習機会
		生涯学習情報
		講座・発表の場
		図書館機能の充実

(4) 図書館サービスの充実

指標 図書館利用者の目的達成度（％）

【指標のポイント】

利用者満足度の向上により、利用者のニーズに合った図書館機能が充実する。

【指標の設定理由】

区立図書館では、指定管理者の評価に資するとともに、図書館サービスの向上のため、毎年度利用者アンケートを実施し、利用者の動向や様々な項目について調査しています。

その中の図書館への来館時の目的達成度について、「満足」と「やや満足」を合計した数値を指標とし、更なる利用者サービスの向上に努めます。

図書館への来館時の目的を達成し、より多くの図書館利用者に「満足」・「やや満足」と評価されることを目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	生涯学習	生涯学習機会
		生涯学習情報
		講座・発表の場
		図書館機能の充実

3-4 文化振興

1 将来像

「文の京」の文化や歴史を伝承し、創造する、
心豊かで潤いのあるまち

区内に存在する多くの伝統文化や歴史・文化資産と共に生き、後世に伝えることを目指します。また、多くの区民が文化・芸術活動に参加できる機会や発表する場の提供などを行うことにより、文化の創造を支援し、身近に文化にふれることのできる、心に潤いのあるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区には、由緒ある寺社や庭園などの文化財や史跡が多くあり、森鷗外、夏目漱石や樋口一葉など多くの文化人が住み、名作を著した地でもあります。また、大学を始めとした教育機関が集積し、ホール等の文化施設にも恵まれるなど、文化・芸術・歴史の香り高い、豊かな地域資源を持っています。こうした環境を活かし、文化芸術の持つ力を、様々な機会を通して区民が享受することができるよう、だれもが文化芸術に親しむことができる環境づくりや鑑賞・創造活動に対する支援を行い、情報の収集・提供に努めてきました。

また、子どもや若者に対する伝統文化の継承や地域振興、国際理解への活動等が、今後の文化芸術振興の方向性として期待されています。

引き続き、区民の鑑賞・創造活動をより充実させるため、若年層も含めた作品の発表・鑑賞の機会など多様な場の提供等、文化芸術に触れ合う機会を増やし、日本の伝統芸能に興味・関心を持ってもらう活動の支援に努めます。

また、地域の伝統的な文化を将来に向けて継承し、まちの魅力として活用するための取組を進めるとともに、新たに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムを通じた文化芸術への関心の喚起に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) だれもが文化芸術に親しむことができる
環境づくり

指標 文化・芸術事業等参加者延べ人数（人）

【指標のポイント】

参加者数の増加により、区民の文化・芸術活動が支援される。

【指標の設定理由】

文化・芸術の普及・発展のため、区民が日頃の成果を発表できる機会の提供に努めます。その成果を測るため、事業への参加者数を指標とします。

各運営団体・参加者の高齢化・硬直化が進行しており、大幅な増加は見込めませんが、毎年1%以上の増加を目標とし、堅実に数値を伸ばしていくことを目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	文化振興	歴史・文化情報
		伝統工芸・伝統文化
		文化・芸術活動

(2) 文化芸術を鑑賞し、創造する活動の支援

指標 芸術鑑賞事業等への来場者延べ人数（人）

【指標のポイント】

区民が身近に文化・芸術に触れる機会が提供される。

【指標の設定理由】

シビックホールを文化・芸術活動の拠点とし、芸術鑑賞事業や区民参加型の事業を行うほか、地域の小・中学校や文化施設等における出前コンサートなどのアウトリーチ事業を行うことで、区民が身近に文化・芸術に触れ、体験し、創造できる場を提供しています。

その成果を測るため、鑑賞事業及びアウトリーチ事業への来場者数を指標とします。

事業等への来場者数が、既に施設等の定員の95%に達している状況を踏まえ、31年度までこの値を維持することを目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	文化振興	歴史・文化情報
		伝統工芸・伝統文化
		文化・芸術活動

(3) 文化芸術を鑑賞・創造する活動の支援

指標 ポスターコンクール応募者総数（人）

【指標のポイント】

身近に文化芸術に触れ合う機会が創出される。

【指標の設定理由】

区が主催するポスターコンクールの実施に当たり、広く区民等からデザイン案を募集します。また、作品を発表する機会を創出するとともに、応募作品を気軽に鑑賞できる場を提供することにより、文化芸術に触れ合う機会を増やし、日本の伝統芸能に興味・関心を持ってもらうことを目的とします。その成果を測るため、ポスターコンクール応募者延べ人数を指標とします。

平成 28 年度新規事業のため、秋の文化祭（書道展、絵画展）での入選率（25%程度）を基に応募者延べ人数を算出し、2 年目以降は前年度数値の 10%増を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	文化振興	歴史・文化情報
		伝統工芸・伝統文化
		文化・芸術活動

(4) 「文の京」の文化を守り、伝え、活用する 仕組みづくり

指標 森鷗外記念館の入館者満足度（%）

【指標のポイント】

区内の歴史・文化資産が後世に伝わる。

【指標の設定理由】

文京区ならではの文化や歴史の周知や継承、ゆかりの文化人の顕彰を進めていきます。森鷗外記念館においては、本区ゆかりの代表的文化人である文豪・森鷗外の生涯や活動を広く伝える様々な事業を行い、資料の有効活用に努めます。その成果を測るため、入館者へのアンケートによる満足度を指標とし、顕彰、普及啓発及び情報発信の効果を把握します。

平成 24 年 11 月の開館以来、27 年度まで満足度は向上傾向にあり、27 年度は 89%と高い値となりました。これ以上の大幅な向上は難しいものの、引き続き、満足度を 1 年につき 1 ポイント上昇させ、現状の高い水準の更なる向上を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	文化振興	歴史・文化情報
		伝統工芸・伝統文化
		文化・芸術活動

3-5 スポーツ振興

1 将来像

だれもが、いつでも、安全にスポーツに親しめるまち

だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しむことで、豊かで健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

スポーツは心身の健康の保持・増進だけでなく、人や地域の交流を促進する等、区民が健康で豊かな生活を送ることに貢献しています。

そのため区では、施設設備の整備、スポーツ指導者の派遣、スポーツ大会の開催等、区民が様々なスポーツに触れる機会を提供してきました。

今後は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を推進するため、全庁的な取組を行い、大会後のレガシー（有益な遺産）を意識した多角的な事業を行っていく必要があります。

そのため、スポーツ機会拡大のため、スポーツセンターの改修を始めとした施設の整備を行うとともに、地域で開催される各種スポーツ事業に従事するスポーツボランティアの育成を行い、スポーツ活動を支えていきます。

あわせて、スポーツを「観る」ことで、スポーツに親しみをもち、スポーツに取り組む一助となるよう、プロスポーツ団体や大学等と協働し、スポーツを「観る」機会を増やしていきます。

特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成事業としての「観る」スポーツを広げることで、スポーツに親しみをもち、スポーツに取り組む機会をつくることだけでなく、文化や観光資源、学校教育、おもてなしの心など、幅広い取組ができる契機としていきます。

さらに、いつでも、どこでも、だれでもスポーツを楽しめる環境整備を推進し、区民のスポーツ技術及び能力の向上を目指します。そして、スポーツを通じて人と人のつながりを育み、スポーツを中心とした地域コミュニティづくりを推進することにより、区民が自発的にスポーツを楽しむ意識の醸成につなげていきます。

また、スポーツ推進委員を始めとした区内スポーツ団体指導者向けの研修の機会を増やしその質を高めることで、スポーツ指導者の資質を向上させていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) スポーツ機会拡大のための施設整備及び 人材育成

指標 スポーツ施設及びスポーツ交流ひろば年間
利用者数（人）

【指標のポイント】

利用者数の増加により、スポーツ機会の拡大が図られます。

【指標の設定理由】

だれもが、いつでも、身近にスポーツができ、健康で豊かな生活が送れるよう、利用しやすいスポーツ施設の整備や情報提供に努めます。

その成果を測るため、公共スポーツ施設及びスポーツ交流ひろばの年間利用者数を指標とし、過去の実績を踏まえ、スポーツセンター改修工事による利用者数の変動を勘案し、数値を設定しました。

スポーツ交流ひろばについては、引き続き新しい種目の導入について検討し、利用者数の増加に努めていきます。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ施設
		指導者育成
		観るスポーツ
		スポーツ技能

(2) 東京2020オリンピック・パラリンピック 競技大会に向けた気運醸成を中心とした 「観る」スポーツの推進

指標 スポーツ関係団体等との協働事業の実施数（件）

【指標のポイント】

スポーツ団体との協働により、「観るスポーツ」の魅力が発信される。

【指標の設定理由】

区内には、講道館、日本サッカー協会及び日本バスケットボール協会等のスポーツ団体や、スポーツ関連企業、大学等のスポーツに関わりのある団体が多数あります。今後、広く区民にスポーツへの関心を高めていきます。

そこで、各種団体との協働事業を指標とし、多様な競技種目を紹介することにより、区民のスポーツへの関心を高めていきます。

スポーツをより身近なものとするため、企画段階から、区内プロスポーツ団体、スポーツ関連企業等との連携を密にし、スポーツ体験教室や講演会、大会等を開催していきます。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ施設
		指導者育成
		観るスポーツ
		スポーツ技能

(3) 区民のスポーツ技術と能力の向上

指標 スポーツ指導者の地域派遣件数（件）

【指標のポイント】

指導者の派遣により、地域住民主体のスポーツ活動が支援される。

【指標の設定理由】

区民が安全にスポーツに親しみ、その技術向上を図るためには、高い専門性や熟練した指導方法を習得した指導者による支援が必要です。

そこで、スポーツ指導者の地域派遣件数を指標とし、日程の重複等により実績は伸び悩んでいますが、団体間の調整や区報・ホームページ等による広報活動を一層行うことで、派遣件数を伸ばしていきます。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ施設
		指導者育成
		観るスポーツ
		スポーツ技能

(4) スポーツ指導者の育成

指標 スポーツ指導者の各種指導者講習会への受講者数（人）

【指標のポイント】

指導者の育成により、区民が安全にスポーツに親しむとともに、技術向上が図られる。

【指標の設定理由】

区民が安心かつ安全にスポーツに親しみ、スポーツ技術の向上を図るためには、各種教室等に派遣できる十分な人数のスポーツ指導者等の育成が不可欠です。

そこで、スポーツ指導者の各種指導者講習会への受講者数を指標とし、新たに指導者等に就任する人材の確保に努めるほか、各種指導者講習会への受講促進のための広報啓発活動を実施することにより、受講者数の増加に努めます。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	スポーツ振興	スポーツ施設
		指導者育成
		観るスポーツ
		スポーツ技能

3-6 観光

1 将来像

何度も訪れたいくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまち

豊かな観光資源を活用し、四季折々の文京区の魅力を発掘・発信することで、訪れた人に「何度も行ってみたい」と思われるまちを目指します。また、区民一人ひとりが温かくお客様を迎えるおもてなしの心を持つことで、「いつでも来てほしい」と誇れるまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成27年に東京都を訪れた外国人旅行者は約1,189万人（対前年比34.0%増）、日本人旅行者は約5億1,670万人（同2.1%増）にのぼり、国内外から都を訪れる旅行者の数は年々増加しています。

同様に、国内外から文京区を訪れる観光客も多くなってきており、区の代表的な観光イベントである文京花の五大まつり等への来場者も軒並み増加傾向にあります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、より多くの方に本区の魅力を知ってもらい、訪れていただくことが重要になっています。

今後とも、文京花の五大まつり等の区内で行われているイベントがより充実した内容で開催できるよう支援します。

また、区内各所にある観光資源について、広く情報提供を行うため、観光インフォメーションの活用を始めとする情報発信の強化を図ります。

さらに、区を訪れた方に「おもてなし」の心を伝える存在である、観光ガイド事業を充実させるとともに、更に増加が見込まれる外国人観光客が安心して区内を周遊できるよう、外国語ボランティアの育成にも努めていきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 文京花の五大まつり等の支援

指標 区のまつりイベント来場者数（万人）

【指標のポイント】

関係機関との協力・連携により、効果的な観光振興が行われる。

【指標の設定理由】

区への興味を高めるため、区の代表的イベントである「文京花の五大まつり」、「文京朝顔・ほおずき市」、「根津・千駄木下町まつり」等のポスターやパンフレット等を新たな観光関連施設へ掲出するなど、多様な手段を用いて観光PRを行います。このような取組により、まつりイベントへの来場者数の増加を目指します。そこで、来場者数を観光事業の成果を測る指標とします。

平成28年度の来場者数を過去3か年（25～27年度）の実績の平均値と仮定し、29年度の目標値を過去3か年（26～28年度）の平均値に設定し、30年度及び31年度はそれぞれ前年度からの3%増を目標とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	観光	観光情報
		観光資源
		おもてなしの心
		協力・連携

(2) 観光情報の発信

指標 観光インフォメーションの相談件数及び
観光協会ホームページのアクセス数（件）

【指標のポイント】

本区の豊かな観光資源の魅力が発信される。

【指標の設定理由】

観光インフォメーションの相談件数及び観光協会ホームページのアクセス数は、区の観光資源に興味を持った人数と関連すると考えられることから、観光資源の魅力向上と観光情報発信の効果を測るため、指標とします。

平成28年度の相談件数を、27年度実績の3%増と仮定し、以降は毎年度、前年度比3%増を目指します。また、ホームページのアクセス数は、28年6月時点の実績から、1日当たり約100件、年間約36,000件のアクセスが想定されるため、観光協会ホームページのリニューアル直後の29年度は、28年度の10%増を、30年度以降は3%増を目標とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	観光	観光情報
		観光資源
		おもてなしの心
		協力・連携

(3) 観光ガイド事業の充実

指標 観光ガイドの参加者数（人）

【指標のポイント】

来訪者を温かく迎えるまちが創出される。

【指標の設定理由】

観光ガイドへの参加者数は、豊富な観光資源を有する本区の魅力と「おもてなしの心」を伝えた人数であるとともに、参加者数の増加は区の観光資源への興味関心の伸びを示すものと言えます。

平成 26 年度から 28 年度までは申込者数を指標としていましたが、天候不順によるキャンセルは順延となる場合が多いこと、ガイド数が増え、ガイド人員の都合で対応できないケースがほぼ無くなったことから、29 年度から 31 年度までは参加者数を指標とし、毎年、前年度比 2 % 増を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	観光	観光情報
		観光資源
		おもてなしの心
		協力・連携

(4) 外国人観光客への対応の強化

指標 外国人おもてなしボランティアの登録人数（人）

【指標のポイント】

外国人の来訪者を温かく迎えるまちが創出される。

【指標の設定理由】

まつりなど主要な観光行事や観光スポットで外国人観光客の案内等を行うスキルのあるボランティアを増やすことが、外国人観光客の滞在支援につながるため、外国人おもてなしボランティアの登録人数を指標とします。

外国人おもてなし隊育成事業の参加者定員（年間 180 人）に対して 150 人が参加し、そのうち毎年 100 人が登録することを目標とします。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	観光	観光情報
		観光資源
		おもてなしの心
		協力・連携

3-7 交流

1 将来像

交流の輪を広げ、互いの魅力を高め合うまち

国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人たちとふれあい、多種多様な文化や考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。また、他の地域の魅力を学ぶとともに、文京区が持つ未知の魅力を発見し、区外へ発信することで、互いの魅力を高め合うまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

海外都市との交流については、ドイツ・カイザースラウテルン市との姉妹都市提携から30年が過ぎようとしており、平成27年10月には、トルコ・イスタンブール市ベイオウル区との友好都市協定を締結するなど、順調に進展していますが、その内容等を区民が十分に認知しているとは言えない状況です。区内の外国人人口は、平成28年5月現在で8,694人、全人口の約4%となっており、増加傾向にあります。さらに、今後、区内大学の新たな留学生向け宿舎の増設計画等もあり、日本人と外国人が共に暮らしやすい地域づくりが重要な課題となっています。

そのため、海外都市との交流に更に広げるとともに、1対1の交流にとどまらず、国内の他地域も含めた交流のネットワーク化を図っていきます。

また、海外との様々な交流について、区民の理解促進及び積極的な交流への関与につながるよう、情報発信に努めます。

さらに、地域で活動する団体などと連携して在住の外国人との相互理解と交流を促進する活動の充実に努めます。

一方、国内交流については、東京23区において、特別区長会が主導となり、「特別区全国連携プロジェクト」として東京を含めた各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組を展開しています。国内友好交流事業では、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層住民間の交流を深めるため、本区とゆかりのある自治体と事業協力を実施していきます。

加えて、全国の自治体との交流事業の実施拡充に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 海外都市との交流の区民理解の促進

指標 海外の都市間交流事業に関するウェブサイトへのアクセス数（件）

【指標のポイント】

交流の魅力を伝えることにより、多種多様な文化への区民の理解が深まる。

【指標の設定理由】

交流事業に対する区民の関心を高め、理解を得ていくためには、海外都市との交流事業を行うとともに、その様子をWeb等の活用により発信していくことが必要です。そこで、区ウェブサイトによるカイザースラウテルン市等の海外都市交流を紹介する情報発信を行い、より理解が進むよう努めます。

その成果を測るため、交流事業を紹介するウェブサイトのアクセス数を指標とし、理解の促進を図るとともに、その実績数から情報提供に関する課題を把握し、改善に努めていきます。

なお、平成27年12月から28年5月までの半年間のアクセス数2,504件であったことから、その2倍の5,000件を基礎数値とし、毎年5%増を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	交流	交流情報
		国内外の交流
		在住外国人支援
		外国人の参画

(2) 外国人参加型交流事業の充実

指標 国際交流フェスタの来場者数（人）

【指標のポイント】

外国人と日本人の文化を通じた友好交流や理解促進が図られる。

【指標の設定理由】

増加傾向にある外国人住民と日本人の相互理解を促進するための各種事業を実施し、外国人だけでなく日本人も同じ現場に参加することによる交流を促します。

そこで、双方が参加する事業である国際交流フェスタの来場者数を指標とします。来場者数は、会場でのアンケート用紙やプログラムの配布枚数から推計します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	交流	交流情報
		国内外の交流
		在住外国人支援
		外国人の参画

(3) 国内交流に係る事業の拡大

指標 全国自治体との交流件数（件）

【指標のポイント】

ゆかりのある自治体との交流を促進させることで、
交流の魅力を伝え、区民の関心が高まる。

【指標の設定理由】

国内友好交流事業においては、個人や団体で行き来できる機会を増やし、より一層の住民間の交流を深めるため、本区とゆかりのある自治体と事業協力を一層拡充していく必要があります。

そこで、様々な自治体と連携を密にし、交流事業に参加した自治体数を指標として、現在、区が協定等を締結している9自治体を含めた交流事業の拡充を目指します。

大	中	小項目
コミュニティ・産業・文化	交流	交流情報
		国内外の交流
		在住外国人支援
		外国人の参画

4-1 住環境

1 将来像

だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち

地域の特性を活かしたまち並みの保全・創出や、身近な場所で自然に親しむことのできるまちづくりなどを通じ、だれもが住み続けたい、住みたいと思える快適な環境が整った、潤いと魅力にあふれたまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区の人口は、平成28年1月現在210,312人で、都心回帰現象などにより、10年前と比較して約3万人の増加となっています。この傾向は、今後しばらく続くものと推計され、だれもが住み続けたいと感じる快適な住環境の整備が求められています。

平成27年度における景観事前協議件数は190件で、景観計画の策定に伴い、10年前と比べて約2倍に増えています。

また、道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備する必要があり、平成28年3月には、バリアフリー基本構想を策定したことから、特に生活関連経路の整備が求められています。

さらに、コミュニティバスは、現在、多くの区民の足として定着してきていますが、今後も、利用者数を維持し、運行収入を確保していくことで、バスを安定的に運行させ、移動しやすい住環境を確立していくことが求められます。

このような中で、本区としては地域の魅力を生かして、良好な景観を形成するため、区民や事業者への啓発活動を実施していくとともに、住宅のバリアフリー化による良質な住宅の確保や、生活関連経路のバリアフリー整備、オープンスペース等の整備、地域美化等の対策などを進めて、安全で快適な住環境を実現していきます。

また、だれもが気軽に移動できるよう、コミュニティバスの安定的な運行の維持に努めます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域の魅力を生かした良好な景観まちづくり

指標 景観事前協議件数における良好な景観形成協議物件率 (%)

【指標のポイント】

景観啓発を行うことで、良好な事前協議の件数が増える。

【指標の設定理由】

だれもが住み続けたいと思う魅力的なまちのため、一定規模の建築物等や屋外広告物の設置について、景観事前協議を通して、文京区にふさわしい良好な景観を形成するように、文京区景観計画への適合を審査しています。景観事前協議の総件数の中で、文京区景観計画に適合するよう適切な誘導を行う必要があるものがあり、このような案件に景観計画に適合するための配慮を求める要請を行っています。

区民や事業者等に対し、景観形成に対する意識の向上を図る取組として、景観啓発を継続的に行っていく必要があります。景観事前協議申請当初から景観への配慮がなされた協議物件を増やすことが重要なポイントとなることから、「要請事項」のない良好な協議件数の割合を上げることを指標として設定します。

年度景観事前協議総件数に対する、景観形成に配慮した良好な協議件数を集計し、毎年1.5ポイント程度上昇させることを目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域主体のまちづくり
		景観まちづくり
		バリアフリー化
		良質な住宅の整備
		オープンスペース
		公共交通機関
		安全で快適な環境

(2) 歩行空間の快適性の向上

指標 生活関連経路に指定された区道のバリアフリー整備延長 (m)

【指標のポイント】

道路をバリアフリー化することで、安全で快適な道路環境の実現につながる。

【指標の設定理由】

道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるように整備することが求められています。

バリアフリー化を進めて、安全で快適な道路環境を実現するため、文京区バリアフリー基本構想において生活関連経路に指定されている区道のバリアフリー整備を指標として設定し、年間350mの整備を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域主体のまちづくり
		景観まちづくり
		バリアフリー化
		良質な住宅の整備
		オープンスペース
		公共交通機関
		安全で快適な環境

(3) だれもが気軽に移動しやすいまちづくり

指標 コミュニティバスの年間利用者数（人）

【指標のポイント】

コミュニティバスの利用者数を向上させることで、運行収入が確保され、安定的な運行が継続される。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域主体のまちづくり
		景観まちづくり
		バリアフリー化
		良質な住宅の整備
		オープンスペース
		公共交通機関
		安全で快適な環境

【指標の設定理由】

コミュニティバス「Bーぐる」の第一路線（千駄木・駒込ルート）については、平成19年4月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まではそれぞれ前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、6年目である平成24年度に初めて前年度実績を下回りました。その後、利用者数は若干上向いたものの、車両の大きさによる輸送量の限界もあり、近年はおおむね横ばいで推移している状況です。

コミュニティバス「Bーぐる」の第二路線（目白台・小日向ルート）については、平成23年12月から運行を開始しています。本路線における利用者数は、運行開始から5年目まで前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、車両の大きさによる輸送量の限界や第一路線の実績から、計画期間内での利用者数の大幅な増減が想定し難いところです。

こういった状況を踏まえ、コミュニティバスの運行収入を確保していくため、コミュニティバスの年間利用者数を指標とし、現在の利用者数を維持しつつ、乗車率に余裕のある休日に外国人旅行者など観光目的の利用者を増加させることを目指します。

4-2 環境保護

1 将来像

環境にやさしい取組を推進するまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、それぞれの果たすべき責任と役割を認識し、協働して環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に取り組み、将来世代に良好な環境を引き継いでいくまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

区では、文京区環境基本計画に基づき地球温暖化防止対策やごみの減量など低炭素・循環型社会の形成に向けた取組を進めています。

こうした中、区役所の事務事業に係る1年間の電力使用量は、平成17年度3,227万kWhから平成27年度には2,972万kWhまで減少し、二酸化炭素排出総量は、電力の二酸化炭素排出係数の増加などの影響を受けつつも、平成17年度の17,338tから平成27年度は16,160tと減少しています。しかしながら、地球温暖化防止は非常に重要な課題であり、更なる削減に向けた取組が求められます。

また、区収集のごみ量は、平成23年度45,220tから27年度には43,442tと減少傾向にあるものの、区民が安心して暮らせる循環型社会の実現のため、より一層のごみ減量が必要です。

そこで、区は、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づき、率先して二酸化炭素排出量の削減に努めます。

また、区内の新エネルギー・省エネルギー機器の導入に努めるとともに、地球温暖化対策についての意識啓発等を進めていきます。

さらに、区民との協働によりリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rをリサイクル（再資源化）に先立って推進し、区民一人当たりのごみ排出量の抑制に努めていきます。

また、平成27年11月のCOP21における国際合意を受け、温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進と新エネルギー・省エネルギー機器導入の促進に関する取組を強化していきます。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 二酸化炭素排出量の削減

指標 区の事務事業における二酸化炭素排出指数
(t /100 m²)

【指標のポイント】

区内事業所等の取組の参考にもなる、区の事務事業に係る地球温暖化対策を進めることで、二酸化炭素排出量が抑えられる。

【指標の設定理由】

本来であれば、区内の実際の二酸化炭素排出量を指標とすべきですが、文京区全体の二酸化炭素の排出量が算定されるのは、3年後となります。

このため、区内全体の二酸化炭素の排出量から比較するとごく一部のものとなりますが、区取組は、区内事業所等における地球温暖化対策の参考となることから、区の事務事業に係る二酸化炭素排出量の削減率を指標として、区取組状況を把握し、区内全体の二酸化炭素排出量の削減を更に進めていきます。

区では、第2次文京区役所地球温暖化対策実行計画に掲げる二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、毎年度の削減目標を定め、着実に二酸化炭素排出量の削減に努めます。

なお、平成26年度実績までは、実際の二酸化炭素排出総量の原単位（100 m²当たりの排出量 t）で、基準年である平成17年度の排出量の原単位と比較していますが、平成27年度実績以降については、第2次計画の目標値算定方法（二酸化炭素排出係数※は、平成23年度の係数で固定して積算する。）で算定した二酸化炭素排出量の原単位で基準年と比較した数値となっています。

※二酸化炭素排出係数：石油・石炭などの化石燃料をある一定量燃焼させた場合に発生する二酸化炭素排出量。この場合の単位は、化石燃料の質量や体積、熱量換算値（J：ジュール）などである。なお、電力については発電に伴い投入された化石燃料を対象とする。

大	中	小項目
まちづくり・環境	環境保護	環境負荷の低減
		普及啓発・環境教育
		温室効果ガス削減
		資源の循環利用
		自然との共生
		ヒートアイランド現象緩和

(2) 省エネルギーの推進

指標 街路灯の LED 器具設置数 (基)

【指標のポイント】

街路灯を LED 化することにより、温室効果ガスが削減される。

【指標の設定理由】

街路灯の LED 化により温室効果ガス削減を推進するとともに、不点灯の少ない安全な道路環境の整備を進めます。そのため、区内街路灯全 6,039 基(平成 27 年度末現在、装飾灯等を除く。)における LED 器具の設置数を指標として設定します。

東日本大震災に伴う電力不足を受け開始した街路灯 LED 化事業ですが、小型灯具を中心に平成 28 年度末までに 1,970 基を交換しました。今後は交換対象が中型灯具となり、将来は大型灯具を含め全ての街路灯の LED 化を目指します。

老朽化した街路灯の改修時に LED 器具に交換しますが、平成 29 年度までは年間約 350 基、平成 30 年度以降は、より大きな器具を中心に交換するため、年間約 240 基の設置を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	環境保護	環境負荷の低減
		普及啓発・環境教育
		温室効果ガス削減
		資源の循環利用
		自然との共生
		ヒートアイランド現象緩和

(3) 循環型社会の形成の推進

指標 区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量 (g/人日)

【指標のポイント】

ごみ排出量の削減により、循環型社会の形成が図られる。

【指標の設定理由】

平成 28 年 3 月に中間年度改定を行った文京区一般廃棄物処理基本計画(モノ・プラン文京)では、進捗を管理する基本指標として、「区民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」を用いています。この基本指標の目標値を循環型社会の形成の推進のための指標とし、家庭から排出されるごみ量(1 人 1 日当たり)を毎年度約 10 g 減少させることを目標とします。

家庭から排出されるごみ量(1 人 1 日当たり)を、文京区一般廃棄物処理基本計画の最終年度である 32 年度(目標値は 332 g/人日)までに、26 年度の実績から 54 g 減量させることを目標としています。

大	中	小項目
まちづくり・環境	環境保護	環境負荷の低減
		普及啓発・環境教育
		温室効果ガス削減
		資源の循環利用
		自然との共生
		ヒートアイランド現象緩和

4-3 災害対策

1 将来像

備えと助け合いのある災害に強いまち

区、区民、地域活動団体、NPO（非営利活動団体）及び事業者の各主体が、自らの命は自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちは自分たちで守るという「共助」及び区民の安全を確保する主として公的機関が行う「公助」の役割を果たし、連携しながら地域の防災力が高いまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

東日本大震災以後、災害対策基本法の改正や東京都地域防災計画の修正等様々な動きがあり、区では「文京区地域防災計画平成27年度修正（平成24年度修正追補版）」を策定しました。また、平成28年熊本地震では、観測史上初めて同じ場所で震度7の地震が2度起き、避難所生活が長期化するなど、多くの課題が浮き彫りとなっています。

大災害発生時に区の被害を最小限に抑えるためには、修正した地域防災計画に盛り込んだ対策を着実に実行するとともに、過去に発生した災害の教訓を踏まえ、区や区民等が、自助・共助・公助の役割を果たし、連携しながらより一層の地域の災害対応力を高めることが求められています。

区では、防災フェスタ及び年4回の避難所総合訓練を実施するとともに、町会・自治会等の区民防災組織や中高層共同住宅等が実施する防災訓練に対する助成制度を実施して、地域での助け合いを進め、自助及び共助の意識の向上に努めます。

また、地域で主体的に活動するリーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度により、登録者数を増やししながら地域防災力の向上に努めます。

さらに、災害に強いまちづくりを進めるため、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある細街路の拡幅整備を実施します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 地域主導の防災対策の強化

指標 区民防災組織及び中高層共同住宅等防災対策支援助成団体件数（件）

【指標のポイント】

助成を通じ訓練が実施されることにより、地域防災力が強化される。

【指標の設定理由】

区では平成9年度より区民防災組織である町会・自治会等が実施する訓練に対し助成を行っており、平成25年度からは、中高層共同住宅等への支援として、マンション管理組合等が実施する訓練に対して助成や支援を行っています。

さらに、平成28年度からは、区民防災組織とマンション管理組合等が共同で防災訓練を実施する場合に、それぞれに対し備蓄品購入費を助成する制度を実施しています。

これらの支援を通じて、災害発生時における区民一人ひとり及び各組織における防災行動力の強化を図るため、年間の助成団体件数（訓練実施件数）を指標とし、年間10件程度ずつの実績増を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	災害対策	防災意識・知識
		地域の防災力
		災害に強い都市
		災害対策協力体制
		災害対策情報共有・交換

(2) 地域防災を担う人材の確保

指標 区内の防災士資格の登録者数（人）

【指標のポイント】

区内の防災士資格の登録者数が増えることにより、地域防災力が強化される。

【指標の設定理由】

大規模災害発災時、避難所運営協議会や区民防災組織が有効に機能するためには、地域で主体的に活動するリーダーの役割が重要となります。区では、避難所運営協議会員及び区民防災組織の防災担当者等を対象として、次世代リーダーとなる人材を育成するため、防災士の資格取得を支援する助成制度を平成25年度から実施し、区内における防災士登録者数を増やすことで、地域防災力の向上に努めています。

平成28年3月末現在、区内の防災士登録者数128人（日本防災士機構調べ）を基本として、毎年8人程度資格取得者を増やし、31年度末までに160人の防災士の登録者を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	災害対策	防災意識・知識
		地域の防災力
		災害に強い都市
		災害対策協力体制
		災害対策情報共有・交換

(3) 災害に強い都市の整備

指標 細街路拡幅整備率 (%)

【指標のポイント】

細街路を拡幅することにより、緊急車両の乗り入れが容易となり、災害に強いまちづくりにつながる。

【指標の設定理由】

わたしたちの身近にある道路は、住みやすい環境を守り、災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、区内には道幅が4 mに満たない道路が多く、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある箇所が数多く存在します。

災害に強いまちづくりを進めていくためには、細街路を緊急車両の乗り入れが容易となる4 m幅員の道路に拡幅することが重要であることから、細街路の拡幅整備率を指標とします。

細街路は、建築基準法の趣旨に従い、建築時等に合わせて整備しており、毎年おおむね2.7kmの4 m幅員への拡幅整備を行っており、細街路拡幅の整備率を1ポイントずつ上昇させることを目標としながら、細街路拡幅整備率の向上を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	災害対策	防災意識・知識
		地域の防災力
		災害に強い都市
		災害対策協力体制
		災害対策情報共有・交換

4-4 防犯・安全対策

1 将来像

みんなで作る、犯罪や事故の一番少ないまち

だれもが安全に安心して暮らせるよう、地域ぐるみで支え守り合う自主的な防犯・安全活動が積極的に行われているとともに、被害に遭わない、遭わせない都市の整備が進んだ、犯罪や事故のないまちを目指します。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

平成27年の区内刑法犯認知件数は1,730件であり、23区で最も少ない件数を継続していますが、窃盗や特殊詐欺などの身近な犯罪の減少率は鈍化しています。

また、交通事故死傷者数は、年々減少傾向にありますが、全ての交通事故死傷者数に占める、自転車に関係した交通事故による死傷者数の割合は、全国平均と比べても高い状況となっています。放置自転車についても、安全な歩行者空間の確保など、より道路の安全性・快適性の向上が求められています。

そこで、「文の京」安心・防災メール等を活用し、積極的に情報発信を進めるとともに、自主防犯パトロールカーの運行など、区民主体の防犯活動を支援するほか、特殊詐欺の未然防止対策として、自動通話録音機の無償貸与を行うなどの取組を進めます。

また、町会等の地域活動団体が区内において自主的かつ積極的にその取組を行っていただけるよう、推進地区を指定し、防犯カメラの設置補助など様々な活動支援を行い、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

今後、更に交通安全意識の啓発活動の充実を図り、交通事故死傷者数を低減させ、事故のない安全なまちの形成を目指すとともに、より一層の放置自転車の削減に向け、自転車駐車場の整備や自転車シェアリング事業等の自転車対策を実施し、総合的な交通安全対策を推進します。

3 今後3か年の方向性の実現度を測るための指標

(1) 安全で安心して暮らせるまちづくり

指標 1 刑法犯認知件数（件）

【指標のポイント】

防犯対策の実施により、刑法犯認知件数が減少する。

【指標の設定理由】

刑法犯認知件数とは、被害の届出等により、刑法犯罪として警視庁がその発生を確認した件数をいいます。この数値は、区内における犯罪発生状況の目安となり、件数(=犯罪)が少ないということは、安全に安心して暮らすことができる地域であることを示していることから、この数値を継続的に減少させることを目標として指数を設定します。

区内の人口が増加傾向を示している中であっても、着実に防犯対策を行っていくことで認知件数を減少させ、過去10年間の刑法犯認知件数減少率の平均値である対前年比4.1%を維持することを目標とします。

文京区及び文京区内の4警察署（富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署）で締結した「23区安全・安心ナンバーワンのまち『文の京』更なる安全・安心推進のための合意書」に基づいて、警察と連携した総合的な対策を推進し、23区で一番刑法犯認知件数の少ない、安全で安心な区を目指していきます。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域の防犯・事故防止
		防犯に配慮した施設等
		道路の安全性

指標 2 安全・安心まちづくり推進地区を構成する町会の割合（％）

【指標のポイント】

推進地区に指定することにより、区民の安全に対する意識が高まる。

【指標の設定理由】

安全・安心まちづくり推進地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例第 17 条の規定に基づき、地域において自主的かつ積極的に活動を行っている団体からの申請により、その地域を、特定の施策を推進する地区として指定するものです。

推進地区は、単独又は複数の町会等により構成されており、推進地区の面的な広がり、区内における安全・安心まちづくりに対する区民等の意識及びその活動の広がり示す目安となります。区内全 155 町会のうち指定地区を構成する町会の割合は、区民の安全に対する意識が高まり、安心して暮らせる地域であることを示す指標となることから、設定するものです。

平成 18 年度の 2 地区（10 町会）の指定から、近年の区民の防犯に対する意識の高まりを受け、平成 27 年度末現在 22 地区（76 町会）を指定しており、全 155 町会に対する割合は 49%に達しています。今後とも、地域活動センターで行われる町会会合等で本制度の周知を図ることなどにより、着実に割合を増やしていくことを目標とします。具体的には、平成 31 年度末までに全体の 75%の町会が推進地区の指定を受けることを目指して、各年度の目標値を定めます。

(2) 交通事故死傷者数の削減

指標 区内交通事故死傷者数（人）

【指標のポイント】

交通安全意識の啓発活動等により、区内交通事故死傷者数が減少する。

【指標の設定理由】

交通事故のない安全なまちを形成するために、年齢層別交通安全教室、自転車実技教室による自転車運転免許証の発行、区民のつどいの開催などにより交通安全意識の啓発活動の充実を図るとともに、安全で快適な道路環境の確保を通じて、区内交通事故死傷者数の低減を図ります。

区内交通事故死傷者数の具体的な目標値については、本年度策定する「第 10 次（改訂版）文京区交通安全計画」に掲げる目標値と合わせて検討していきます。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域の防犯・事故防止
		防犯に配慮した施設等
		道路の安全性

(3) 放置自転車の削減等総合的な自転車対策
による道路の安全性・快適性の向上

指標 放置自転車台数（台）

【指標のポイント】

総合的な自転車対策の実施により、放置自転車台数が減少する。

【指標の設定理由】

放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備、自転車シェアリング事業等の総合的な自転車対策の推進により、放置自転車を削減していくことから、放置自転車台数を指標とします。

放置自転車の削減により、道路の安全性・快適性の向上を目指します。

大	中	小項目
まちづくり・環境	防犯・安全対策	地域の防犯・事故防止
		防犯に配慮した施設等
		道路の安全性

5 行財政運営

1 将来像

(1) 区民サービスの向上

心の行き届いたサービスを受けられるまち

だれもが文京区に「住み続けたい」、「住んでみたい」と思えるように、区民の満足度や信頼感を一層高める心の行き届いたサービスを受けられるまちを目指します。

(2) 開かれた区役所

だれもが区政を身近に感じ、参画できるまち

だれにでもわかりやすく、区政情報を正確かつ迅速に提供し、説明責任を果たすことにより、区にかかわるすべての人・団体が、情報を交換しながら、同じ目線で語り合い、それぞれの持ち味を存分に発揮し、よりよいまちづくりを進めていきます。

(3) 区の公共施設

だれもが使いやすい公共施設のあるまち

将来的な財政負担や必要性を考慮し、施設全体を有効活用するとともに、地域による自主運営や、区立以外の施設と連携・協力による運営を進めることにより、地域の特性や利用者の利便を考えた公共施設を目指します。

(4) 行財政運営

信頼される行財政運営を推進するまち

歳入の安定確保に努めながら、限りある財源を真に必要な事業に充てていくとともに、職員一人ひとりが、創意工夫を凝らし、多様化・複雑化する区民ニーズに迅速かつ柔軟に対応していくことで、区民に信頼される行財政運営を推し進めます。

2 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性

本区は、現在、特別区税や特別区交付金などの一般財源の増に支えられ、区民サービスの向上に適切に対応しています。しかし、一般財源は、社会経済の動向や税制改正等の影響を受けやすいものであり、また、少子高齢化の進展に伴い、引き続き社会保障関係経費の増加は続くことが想定され、将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少が懸念されます。これらのことから、区では、引き続き、自主財源を始めとする財源の積極的な確保と、事務事業の不断の見直しを行ってまいります。

また、税負担の公平性やサービス間の公平性の確保の観点から、受益者負担の適正化に取り組むとともに、世代間の負担の公平性の観点から、基金と起債の適切な活用などにより、安定的な財政基盤を構築し、将来にわたって持続可能な財政運営を図ります。

一方、人口構成の変化に伴い、求められるサービスの内容も変化し、より個に応じたサービスが求められています。そのため、事務事業の選択と集中に取り組むことにより、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）をより効果的に活用し、多様化する区民ニーズに対応するとともに、区民サービスの向上を図ります。

さらに、審議会における区民委員の拡充等により、引き続き、区政への区民参画を推進するほか、新たな行政評価の仕組みの構築やオープンデータの調査・研究を進めるとともに、現場主義の職員育成や職員の仕事の進め方（働き方）の見直しを行うことで、「品質志向の区政運営」の更なる推進を図ってまいります。

今後、公共施設やインフラの老朽化に伴う維持管理コストの増加や、人口構成の変化に伴う公共施設やインフラの利用需要の変化が見込まれます。これらのことに対応するため、中長期的な視点で、維持管理や運営に掛かるコストの平準化や抑制に取り組むほか、公有地及び区有施設の有効活用を図ります。

行財政運営に関する事項の概要(案)

I 計画前文

- (1) 人口推計の提示
- (2) 本計画の特徴・方向性（事務事業の見直し）

1 財政状況と今後の財政見通し

- (1) 現状（歳入・歳出・基金・起債）
- (2) 中長期的な財政見通し
維持管理のための改修、経費削減の方向性
（公共施設等総合管理計画を踏まえたマネジメント）
- (3) 財政計画（平成 29 年度～31 年度）

II 分野別計画

1 子育て・教育

○ 児童相談所の移管

【現状と課題】

児童福祉法改正により、特別区が児童相談所を設置することが可能となり、国は平成 29 年 4 月の施行後 5 年以内を目途として、設置に向けた支援や必要な措置を講ずることとしています。

そこで、特別区では 28 年度、「児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置しました。移管に当たっての課題の抽出・整理を行い、特別区として全体のロードマップを作成するとともに、都との協議を進めていきます。

区では、早期の設置を目指してロードマップを作成し、設置場所の確保、施設整備、人材の確保育成、児童相談所設置市事務の検討に取り組む必要があります。

○ 子どもの貧困対策

【現状と課題】

子どもの貧困対策については、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現する」との基本理念が定められました。また、同年 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定、27 年 12 月には「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が決定されました。

これらを踏まえ、貧困にある子どもの実態把握や庁内の情報の共有・連携により、子どもの貧困対策に必要な施策を推進するとともに、民間主体の取り組みも広がり

を見せつつある中で、活動を支援していくことが求められています。

2 福祉・健康

4 まちづくり・環境

○ バリアフリーの推進

【現状と課題】

「だれもが住み続けたい・住みたくなる快適で魅力的なまち」を実現するために、各施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、建築主等）が主体的・継続的にバリアフリー化に向けて取り組む必要があります。そのために、バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画を平成 28・29 年度に策定し、更なる推進を図っていきます。

施設設置管理者は、地区別計画の中の特定事業に関し、主体的に事業計画を作成し、計画性を持ってバリアフリー化を進めていくこととなりますが、事業の実効性を担保することが課題です。また、ハード面の対応は時間的・経費的にも負担が大きく、並行してソフト施策にも取り組むなど、より効果的な対応が求められています。

3 コミュニティ・産業・文化

○ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

【現状と課題】

平成 25 年 9 月に開催都市が東京に決定したことを受けて、26 年度から担当課長を設置し、気運醸成等の取組を行っています。

リオデジャネイロ 2016 オリンピック・パラリンピック競技大会後、東京 2020 大会開催に向けて限られた期間で準備をしていくに当たり、開催都市の一翼を担うため、区もホストシティとしての独自施策を展開するとともに、大会組織委員会や都が進める施策に的確に対応していくため、全庁横断的な体制をもって取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 行財政運営

1 区民サービスの向上

(1) 職員育成

ア 現場主義の職員育成

【現状と課題】

現場主義の職員育成は、平成 25 年度に見直しを行った「職員育成基本方針」に基づき、26 年度から実施している研修の中で取組を進めています。

品質志向の区政運営を進めていく上では、現場から課題を発見し、職場において共有した上で、組織として施策へ反映していくことが必要で、政策創生塾（*）の成果を施策に反映するなどの具体的な取組や、管理監督者の組織マネジ

メント能力の向上に向けた取組が求められています。

- (*) 主任主事昇任1年目職員を対象とした職層研修で、実務の中心となる主任主事の政策形成能力の向上をテーマとした研修のこと。研修成果を以降の区の施策として活用することを目標としている。

イ 事務改善・働き方の見直し

【現状と課題】

限られた人員で増大する業務量、多様化する区民ニーズに対応していくためには、より一層の事務改善に取り組み、効率的・効果的な業務運営を図っていくことが必要です。

また、長時間労働の縮減など働き方の見直しは、業務効率の向上、経費の節減、健康維持につながるもので、あわせてワークライフバランスの推進が求められます。

(2) 多様な主体との協働（新たな公共の担い手）

【現状と課題】

現在、平成25年度からの3か年事業として取り組んだ「新たな公共プロジェクト」は、3年間の成果検証と今後の方向性を検討するための成果検証会議を設置し、報告書のとりまとめを行っています。

今後は、成果検証会議の検証結果を踏まえ、事業の再構築を検討し、社会福祉協議会が運営する「フミコム（中間支援施設）」との有機的な連携を図りながら、より一層、町会・自治会等の既存組織やNPO・企業等の多様な主体との幅広い連携や協働を推進し、新たな公共の担い手創出と様々な地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。

(3) 指定管理者・委託事業の管理・監督

【現状と課題】

民間事業者によるサービスの提供が進んでおり、指定管理者による施設の運営や、育成室事業などプロポーザル方式により事業者を選定した業務委託については、実績等の評価を行っています。平成28年度からは、指定管理者について労働条件モニタリングを本格実施するとともに、委託事業については労働条件モニタリングをモデル的に行うこととし、サービスの維持・向上を図っています。今後も、品質の高いサービスを、安定的に提供していくことが求められています。

2 開かれた区役所

(1) わかりやすいホームページの構築

【現状と課題】

インターネットの加速度的普及により、ホームページによる情報発信が一般的になっています。文京区においても、区政情報が集約されたホームページは、区

の広報媒体の柱として定着し、情報発信・広報活動の一環として重要な位置付けとなっています。

文京区ホームページは、平成26年12月に全面リニューアルを終え、ウェブアクセシビリティを確保していますが、今後、これまで以上に高齢者や障害者を含む誰もがアクセスしやすく、使いやすいホームページ運営を図る必要があります。

(2) 有線テレビ広報活動

【現状と課題】

都市型有線テレビの区民チャンネルを活用した広報を展開し、広報機能の強化を図っています。また、番組制作を通じて、地域コミュニティの活性化を図るとともに、区内在住・在勤・在学者から選任したメディアパートナーが番組の企画等に参加し、区民との協働での番組の制作を行っています。

区民が必要とする情報を、必要なときに提供できるよう、メディアパートナー会議等での受け手の評価も踏まえながら、引き続き番組内容の充実に努める必要があります。

3 区の公共施設

【現状と課題】

《維持管理コストの増加や利用需要の変化》

今後、公共施設やインフラの老朽化に伴う維持管理コストの増加や、人口構成の変化に伴う公共施設やインフラの利用需要の変化が見込まれ、中長期的な視点での対応が求められます。

《今後場所の確保が必要になる行政需要》

育成室、認可・認証保育所、認定こども園、児童相談所、特別養護老人ホーム、自転車駐車場、等

4 行財政運営

(1) 新たな行政評価

【現状と課題】

これまで、基本構想実現度評価、事務事業評価、行政評価を活用した事業見直しを実施しました。今後も、これまで以上に政策、施策等の効果（アウトカム）を評価・分析できる仕組みや、評価を事務改善に結び付ける仕組みの構築が課題となっています。

(2) オープンデータの推進

【現状と課題】

新たなサービスやビジネスへの活用など、国や自治体においてオープンデータの活用に取り組まれています。本区では、HP等に様々な区政情報を掲載してい

ますが、公開方法等、オープンデータとしての統一的な取組が求められています。

(3) 財政状況等の継続的な公表

【現状と課題】

予算編成過程の公表、当初予算及び補正予算に係る資料、財政指標等の決算に係る資料、財務諸表など、区の財政に係る資料を継続的にわかりやすく公表しています。

課題としては、一般的になじみのない財政用語を用いているため、区民にわかりやすく理解してもらう工夫が必要です。

(4) 職員定数・人員管理

【現状と課題】

人口の増加や区民ニーズの多様化、さらには国等の制度改正により業務量は増加傾向にあります。こうした中、事務事業の見直し等により、ここ数年の職員定数は横ばいとなっています。多様化する区民ニーズに的確に対応していくため、新たな行政評価等を通じ事務事業の徹底した見直しを行い、引き続き職員数の適正化に努めていきます。

なお、こうした見直し等によっても対応が難しい、新たな業務が生じる場合などにあっては、その事務量や運営方法等を十分精査した上で、必要な人員配置について検討していきます。あわせて、業務量の著しい変化に対応するための迅速かつ柔軟な人事制度についても検討を進めていきます。

(5) 組織

【現状と課題】

これまでも、効率的かつ効果的な施策や事業を展開する観点から、社会経済状況に即した組織改正に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし、社会状況や価値観の変化に伴う区民ニーズの多様化・高度化が進む一方で、地域主権改革等、区政を取り巻く状況は大きく変化しています。

将来的には、生産年齢人口の減少による税収の減少等が予想される中で、さらなる行政課題の解決を図るためには、長期的な視点から組織のあり方、見直しの方向性について検討を進めていく必要があります。

(6) 行政コストの明確化

【現状と課題】

財務諸表の中で行政コスト計算書等を公表しています。

平成 29 年度から、複式簿記・発生主義会計による新公会計制度を導入します。この新公会計制度に基づく事業別、施設別単位の行政コスト計算書を作成することにより、より精緻な行政コストが明らかとなります。

今後は、公表内容、方法について検討する必要があります。

(7) 受益者負担の適正化

【現状と課題】

受益者負担の適正化については、現在の行財政改革推進計画において、使用料等の算定の対象とするコストの範囲や公責負担の割合などの方向性を示し、平成25年4月に使用料等の改定を行いました。また、原則として3年ごととしている改定サイクルに基づき、28年4月に改定を行いました。

課題としては、次の事項が挙げられます。

- ア 減額・免除のあり方や、算定対象コストなど
- イ 認可保育所・幼稚園・認定こども園及び育成室の保育料の取扱い
- ウ 新公会計制度導入に伴う施設コストの算定のあり方

(8) 税収以外の歳入の確保

【現状と課題】

将来的に、生産年齢人口の減少による税収の減少や社会保障関係経費の増加等が予想される中で、財政基盤の確立の一助となる税収以外の歳入の確保が求められます。

(9) 補助金の検証

【現状と課題】

現在の行財政改革推進計画（平成24年度～28年度）に基づき、27年5月に「補助金に関するガイドライン」を策定し、全ての補助金についてチェックシートを活用した検証を行うとともに、ホームページに公開することにより透明性を高めました。

課題としては、次の事項が挙げられます。

- ア ガイドラインの継続的かつ適正な運用
- イ 検証結果の施策及び予算編成への反映